



カナダ平衡交付金の頑健な制度項目と固有の揺らぎ特性*

——50年間の簡素な算定方式による総額安定化への挑戦——

中井英雄・齊藤 慎

目次

- I. 単段階の簡素な税源調整制度と新しい3期間区分
- II. 代表的税制とオンタリオ不交付の前提
 1. 制度項目の頑健性と条項のV字型変遷
 - (1) 誕生期の標準税方式と単段階の税源調整制度
 - (2) 発展期以降の代表的税制方式の頑健性
 - (3) 成熟期の新定式配分と財政調整法の条項数のV字型変遷
 2. 最終算定と特例措置後の平衡交付金の推移
 - (1) 天然資源に揺れる平均基準の改正
 - (2) 中位5州平均と特例措置
 - (3) 総額の半分を占めるケベックへの交付金
 3. オンタリオ不交付の前提とその崩壊
 - (1) 上位2州平均によるオンタリオ不交付の始まり
 - (2) 中位5州平均によるオンタリオ不交付の前提の堅持
 - (3) 天然資源50%算入によるオンタリオ不交付の前提の放棄
- III. 税源調整制度の前提条件と交付金総額の不安定性
 1. 人口に関する規模の経済と広域の不経済のバランス
 - (1) 人口1人当たり「実際支出」の州間格差
 - (2) 高い実際支出の「小規模・中域」と「中規模・中域」州
 - (3) 低い実際支出の「小規模・狭域」と「大規模・広域」州
 2. 税率操作権の行使と州税の「都市化による逡増傾向」の鈍化
 - (1) 5項目別実際税収の推移
 - (2) ケベックの超過課税とアルバータの軽減措置
 - (3) 州税の「都市化による逡増傾向」の鈍化
 3. 交付金総額の急減と中位5州平均のワナ
 - (1) 算定交付金のオンタリオとケベックの2州モデル
 - (2) 推定式の基本構造とアルバータ効果の有無
 - (3) 中位5州平均とオンタリオ不況による交付金総額の急減
- IV. 簡素な算定方式による総額安定化への挑戦
 - [補論 I.1] 1957～1961年度「誕生期」前半の標準税方式と安定化交付金
 - [補論 I.2] 1965年度の「誕生期」後半の選択方式
 - [補論 II.1] 1967～2006年度「発展期」の石油ショックとその対応
 - [補論 II.2] 「発展期」の上限・下限交付金の特例措置

* 本稿は、齊藤慎教授（大阪学院大学）との共同報告（自治総合センター「地方分権に関する基本問題についての調査研究会」（座長：堀場勇夫教授）、2013年2月22日）をまとめたものである。本稿の作成にあたっては、研究会メンバーの貴重なコメントのほか、林正義准教授（東京大学）やカナダ財務省の Marcie Doran 女史、カナダ統計局の Claude Vaillancourt 氏から約50年間のデータの提供を受けた。法令に関しては、近畿大学中央図書館の寺尾隆氏をはじめとする職員の方々の協力をえた。記して感謝の意を表したい。なお、カナダ10州の名称は、NL：ニューファンドランド・アンド・ラブラドル州、PE：プリンス・エドワード・アイランド州、NS：ノヴァ・スコシア州、NB：ニュー・ブランズウィック州、QE：ケベック州、ON：オンタリオ州、MB：マニトバ州、SK：サスカチュワン州、AB：アルバータ州、BC：ブリティッシュ・コロンビア州で、ドル表示はカナダ・ドルである。

概要 第1にカナダ平衡交付金の歴史は、「制度項目別」の頑健性という視点から、誕生期の標準税方式（1957～66年度）、発展期の代表的税制方式（1967～2006年度）、成熟期の新定式配分（2007年度以降）の3期間に区分できる。第2に人口1人当たり実際支出の最高・最低倍率は、各州の規模の経済（人口）と広域の不経済（面積）のバランスで、1.24倍と小さい格差であったから、単段階の税源調整制度が可能であった。第3に全国平均税率の標準税収と税率の異なる実際税収との対比によって、1人当たり実際支出が高いケベックでは、所得税を超過課税し、産油州のアルバータは、天然資源の収入で一般売上税を課税していないことが明らかにできた。そして1人当たり標準税収の「都市化による逡増傾向」は、高度成長から低成長下で鈍化するため、オンタリオ不交付の前提が、崩壊するのである。第4に1999年度以降のオンタリオ不況で、交付金総額の対GDP比がそれまでの1%前後から、2003年度0.7%までに急落したのは、総額の半分を占めるケベックへの交付金と2つの大規模州というカナダ固有の特徴が、制度項目の「中位5州平均のワナ」にはまった結果である。しかし最後に、カナダの連邦政府は、簡素な税源調整制度を維持しながら、各州も、1人当たり実際支出が他の州に比べて高いときには、州の所得税の超過課税で限界責任を発揮し、交付金総額の安定性に挑戦しているのである。

キーワード 制度変化、平衡交付金、代表的税制、連邦・州間財政調整法、超過課税
原稿受理日 2013年10月1日

Abstract First of all, the history of the Equalization payments can be divided to the three periods of standard tax systems, from 1957-58 to 1966-67, representative tax systems from 1967-68 to 2006-07, and a new formula from 2007-08 to 2012-13. Second, the simplest revenue arrangement system has been maintained when compared to the system in Germany. The ratio of the highest per capita expenditure of a province to the lowest is just 1.24 times because of the balance of each province between scale economies of higher population and diseconomies of wider area. Quebec had been financing higher per capita expenditures with a higher rate of income tax and Alberta had not introduced a general sales tax for the natural resource revenues. This was clarified by comparing provincial “revenue yield” based on the national average tax rate with “revenue base” of each provincial tax rate. Third, although the per capita provincial fiscal capacity is increasing in the province with higher populations, Ontario’s non-receiving province changed to a receiving province in 2009-10 due to low economic growth in Canada. Fourth, the recession in Ontario caused a decline in the ratio of total amount of the Equalization payments to GDP from 1% in 1999-2000 to 0.7% in 2003-04. This was due to the trap of so-called per capita revenue yield of five provinces. Finally, both the federal government and provinces have challenged the stable total amount of the Equalization payments with a simple revenue arrangement system.

Key words institutional change, equalization payments, representative tax systems, federal-provincial fiscal arrangements act, higher tax rate

I. 単段階の簡素な税源調整制度と新しい3期間区分

カナダの州間財政調整制度である平衡交付金は、各州の財政需要を考慮しない税源調整制度であるが、1957年度以降、垂直的調整だけの単段階で類い希な簡素な算定方式を堅持してきた。ところが、平衡交付金は、基準となる平均税収の取り方や天然資源の算入率をめぐって二転三転しただけでなく、交付金総額の不安定性によって2007年度改革を余儀なくされたのである。

これに対し、ドイツの連邦・州間財政調整制度は、1970年度に州間の水平的な調整だけの単段階から、連邦から州への垂直的調整を含む多段階への移行によって、「制度全体」の頑健性（法制度の継続年数の長さ）を確保することができた（中井、2007、第4章Ⅲ節）。したがって、カナダの平衡交付金は、「制度全体」の頑健性でドイツのそれに劣るかもしれない。

だが、第1にドイツ連邦・州間財政調整の調整規模は、中井・伊東・齊藤（2009）が示したように、税収分割分や売上税補充分、拠出金・交付金の水平調整分の3段階の金額を合わせて、2005年度の対GDP比が1.27%である⁽¹⁾。これに対し、カナダ平衡交付金の調整規模は、誕生期以来の垂直的な単段階の税源調整だけで、交付金総額の対GDP比は1%前後を確保している。第2にドイツ連邦・州間財政調整は、1人当たり税収の上位州と下位州が調整後でほぼ同じ水準になるように、徹底的に歳入を均等化させている。これに対し、カナダの上位州と下位州は、オンタリオやアルバータなどの不交付州があるため、調整後でも、ドイツに比べてかなりの歳入の偏在度が残っている⁽²⁾。この違いが、カナダの簡素で大らかな税源調整制度の特徴といえよう。第3に1967年度以降の代表的税制方式などのように、「制度項目別」の頑健性は確保されており、カナダの州間財政調整は、ドイツのそれに比べて「決して劣位な制度ではない」のである。

(1) ドイツの連邦・州間財政調整の調整規模は2005年度、第1に税収分割分101.4億ユーロ（所得税73.1億ユーロ、利子源泉税21.3億ユーロ、法人税7.0億ユーロ）、第2に売上税補充分114.4億ユーロ、第3に拠出金・交付金の水平的調整分66.3億ユーロで、その合計282.1億ユーロは、2005年度GDPの2兆2,211.8億ユーロに対して、1.27%である。

(2) ドイツ連邦・州間財政調整では、渡辺・近藤（2002,15頁）が指摘しているように、上位4州と下位4州の1人当たり税収がそれぞれ、調整前に全州平均の1.052と0.845であったが、調整後では1.001と0.996と徹底的に歳入を均等化させている。これに対し、カナダの上位3州と下位3州のそれは、それぞれ調整前に全州平均の1.249と0.695であったが、調整後でも1.179と0.951と、ドイツに比べてかなりの歳入の偏在度が残っている。この違いが、カナダの簡素で大らかな税源調整制度の特徴といえよう。

平衡交付金に関するわが国の先行研究は、佐野（1976）や大川（1982）、石（1985）の先駆的な調査のほか、江川（1994）や岩崎（1985, 2002）、池上（2003, 2010）、持田（2006）、中井・齊藤（2011）など一連の研究がそれぞれの時期の制度変化を紹介してきた。当然のことながら、カナダにおいても、例えば Boadway and Hobson（1993）が、純財政便益の理論と平衡交付金の制度を融合している。特に、後者の制度面では、Perry（1997）が1996年度までの歴史的な制度変化を論じ、1957～76年度をルーツの時代（第9章）、77～81年度を試行時代（第10章）、82～96年度を連邦政府によるイニシアティブの時代（第11章）の3期間に区分してきた。

これに対し、本稿でも Perry（1997）と同様の手法で、連邦・州間財政調整法や平衡交付金の算定資料に従うが、第1に「制度項目別」の頑健性という視点からは、本稿のII章のように、誕生期の標準税方式（1957～66年度）、発展期の代表的税制方式（1967～2006年度）、成熟期の新定式配分（2007年度以降）の3期間に区分した方が説明しやすい。なぜなら、Perry（1997）のルーツの時代は本来、標準税方式の1966年度までであり、1967年度からの代表的税制方式は2012年度現在でも、継続しているほど、頑健性が高いからである。また、Perry（1997）のように1996年度までの期間では、平衡交付金が憲法に規定された1982年度で区切ることも考えられる。だが、2007年度以降の新定式配分の「3年加重平均」は、全く新たな制度項目であるため、期間区分の重要な要因になる。この期間区分の違いが、本稿の「第1の新たな試み」である。

第2に、本稿のような期間区分は、「代表的税制」のように、制度項目別の頑健性（継続期間の長さ）と、「平均基準」のような制度変化（揺らぎ）に基づくが、これを約50年にわたる連邦・州間財政調整法や最終算定のエクセル・データによって確認する。その目的は、制度変化が、簡素な算定方式の「税源調整」自体に問題があるのか、それとも豊富な天然資源や「オンタリオ不交付の前提」のようなカナダ固有の「揺らぎ特性」に起因するのかを検証することにある。この検証が、本稿の「第2の新たな試み」である。

第3に、平衡交付金の先行研究は、国の内外を問わず多いが、なかでも Boadway and Hayashi（2004）や Dahlby（2008）が簡素な算定方式に起因する「交付金総額の不安定性」を指摘してきた。この不安定性の最近の事例では、交付金総額の対GDP比が、1999年度の1.1%から2003年度に0.7%に落ち込んだため、急遽、2004～06年度は0.8%相当の110億ドルの総額配分への移行措置をとったことがあげられる。この間、新たな制度のあり方が、専門委員会（Expert Panel, 2005, 2006）で議論され、2007年度改革につながったのである。

以上の点を踏まえるならば、Ⅲ章のデータ分析では、第1に各州の財政需要を考慮しない税源調整制度が、なぜカナダで可能なのかを検証する。第2に、どの州がどの税目の超過課税や軽減措置で税率操作権を行使しているのかは、従来の表面税率の州間比較では不十分であり、全国平均税率に基づく標準税収と税率の異なる実際税収との比較でより正確に把握できることを明らかにする。第3に、交付金総額の不安定性は、2つの大規模州という「カナダ固有の特性」だけでなく、「中位5州平均のワナ」という制度項目に起因することを確認する。これらのデータ分析が、本稿の「第3の新たな試み」なのである。

Ⅱ. 代表的税制とオンタリオ不交付の前提

1. 制度項目別の頑健性と条項のV字型変遷

(1) 誕生期の標準税方式と単段階の税源調整制度

法制度は、言うまでもなく、各条項（制度項目）からなっており、経済社会の変化に対応して、改定される。そのなかで、改定されずに長期間継続した制度項目は、「頑健性が高い」と評価され、その法制度に不可欠な本質（特質）を表すことになる。そして、法制度は、頑健な制度項目によって期間区分でき、現行制度の本質的部分と新たに追加された「制度変化」に分けることができるのである。

制度項目の頑健性を確認するため、平衡交付金（Equalization Payment）の根拠法である連邦・州間財政調整法（Federal-Provincial Fiscal Arrangements Act：以下、法または財政調整法）の条項の推移を見ることから、分析を始めよう。平衡交付金は、わが国地方交付税の財源保障制度と異なり、需要額のような行政ニーズを考慮しない「税源調整制度」である。ドイツの連邦・州間財政調整も、税源調整制度であるが、垂直と水平を含む「多段階」である。これに対し、平衡交付金は、人口1人当たり州税収が各州の平均税収に不足する州に対して、連邦政府が不足額を補填する「単段階」の簡素な税源調整方式で、これが「第1の特質」である。この方式は、その後の制度改正においても、表1の黒枠のように、1972年度と82年度4.(1)節や2007年度の3.(2)節によって継承され、誕生期から現在でも維持されているから、頑健な制度項目といえるのである。ただし、平均税収の基準の取り方や、平衡化対象の税目などは、誕生期以来、大きく変化してきた。

平衡交付金は、表1の網掛けのように、1957年の連邦・州間「租税分与調整法」（Tax Sharing Arrangements Act, 1956,c.29,s.1,127-34：以下、分与調整法）に始まる⁽³⁾。こ

(3) 例えば、法（1956,c.29,s.1,127-34）は、1956年、29章（chapter）、1節（section）、127-34頁

表1 連邦・州間財政調整法の推移

1957年度	1962年度	1967年度	1972年度	1974年度	1977~81年度	1982年度	1984年度
連邦・州間税分与調整法1957 全文 (1956, c.29, s.1, 127-34) 1956年6月31日	連邦・州間財政調整法1961	連邦・州間財政調整法1967	連邦・州間財政調整法1972: 全文 (1972, c.8, s.1, 63-95) 1972年3月29日	連邦・州間財政調整法1972の改正: [44b文] (1974-75, c.65, s.1, 1345-52) 1975年7月30日	連邦・州間財政調整・高等教育・保健法1977: 改正 (1979-81-82-83, c.66, s.1, 1165) 1981年2月19日	連邦・州間財政調整・高等教育・保健法1977: 改正 (1980-81-82-83, c.94, s.1, 2933-47) 1982年4月7日	連邦・州間財政調整・高等教育・保健法1977: 改正 (1984, c.13, s.1) 1984年6月7日
1. 連邦・州間税分与と税法 2. (1)定義: (a)年度, (b)財務大臣, (c)標準税, (d)相続税, (e)租税レシタル協定, (f)北西準州とユークン除く 2. (2)人口 3. (1)交付金: 1957~61年度, (a)租税平衡交付金, (b)安定化交付金, (c)租税レシタル交付金 3. (2)統合収入基金	〔最終算定1965-66〕1970年2月	〔最終算定1967-68〕1970年3月	1. 連邦・州間財政調整法 2. 定義: ①年度, ②前年の州間財政調整法1970, ③前年の所得税法, ④財務大臣, ⑤租税, ⑥北西準州とユークン除く 3. 州収入 4. (1)交付金: 72~76年度まで4節を超えることはできない。	〔最終算定1974-75〕1977年9月	〔最終算定1977-78〕1981年2月	3. 平衡交付金: 82~86年度まで4節を超えることはできない。	2. (2)北西準州とユークン除く
4. 租税均等化交付金: 「上位2州平均」との差額	(選択) [A] 基本交付金 [B] 保証交付金 [C] 調整交付金		4. (1)交付金の算定: (a)人口割合, (b)収入ベース割合, (c)財政力不足, (d)財政力超過, (e)「全州平均」との差額 5. 租税均等化対象収入: 4. (3)不足額 ①収入ベース: 規則で規定	4 (2)	4 (2)	4. (1)平衡交付金の算定: 「中位5州平均」との差額 収入ベース ①全国平均税率 ②1人当たり標準税率	
<3税目> 2. (1)標準所得税, (2)標準所得税率: 10% 2. (1)d)標準法人税, (e)標準法人税率: 9%	<4税目> (a)標準所得税率: 21% (e)標準法人税率: 9%	<16税目> (a)所得税 (b)法人税 (c)売上税 (d)自動車燃料税 (e)自動車免許税 (f)酒税 (g)相続贈与税 (h)森林収入 (i)石油税 (j)天然ガス税 (k)公有地権地権販売 (l)その他石油・ガス (m)金属・非金属鉱山税 (n)水力発電所所得税 (o)給与税 (p)その他州税 (q)州の雑収入	<29税目> (1)所得税 (2)法人税 (3)売上税 (4)自動車燃料税 (5)自動車免許税 (6)酒税 (7)医療保険料 (8)相続贈与税 (9)競馬税 (10)森林収入 (k-11)公有地石油 (k-112)私有地石油 (l-13)公有地天然ガス (l-14)私有地天然ガス (m-15)公有地権地権販売 (n-16)その他石油・ガス (o-22)金属・非金属鉱山税 (p)水力発電所所得税 (q)給与税 (r)州の雑収入 (s)優先株分与税 (t)学校目的税	<22税目> (1)所得税 (2)法人税 (3)売上税 (4)自動車燃料税 (5)自動車免許税 (6)ビール (7)医療保険料 (8)相続贈与税 (9)競馬税 (10)森林収入 (p-16)公有地石油 (q-17)私有地石油 (r-18)公有地天然ガス (s-19)私有地天然ガス (t)公有地権地権販売 (u-21)その他石油・ガス (v-22)金属・非金属鉱山税 (w)水力発電所所得税 (x)保険税 (y)給与税 (z)その他州税 (aa)優先株分与税 (ab)学校目的税 (ac)宝くじ税	<33税目> (b.1)資本税 (2)断石油税 (p.1)古石油税 (p.2)重油税 (q)採掘石油税 (r)国内天然ガス (s)輸出天然ガス (v)Potash以外の金属・非金属鉱山税 (v.1)Potash鉱山税 (w)水力発電所所得税 (x)保険税 (y)給与税 (z)その他州税 (aa)優先株分与税 (ab)州・市町村財産税 (ac)宝くじ税	<33税目> (1)所得税 (2)法人税 (3)資本税 (4)売上税 (5)たばこ税 (6)ガソリン税 (7)ディーゼル税 (8)自動車免許税 (9)商業用車免許税 (10)ステロリッパ (11)ワイン (12)ビール (13)医療保険料 (14)相続贈与税 (15)競馬税 (16)森林収入 (17)新石油税 (18)古石油税 (19)重油税 (20)採掘石油税 (21)国内天然ガス (22)輸出天然ガス (23)公有地権地権販売 (24)その他石油・ガス (25)Potash以外の金属・非金属鉱山税 (26)Potash鉱山税 (27)水力発電所所得税 (28)保険税 (29)給与税 (30)その他州税 (31)優先株分与税 (32)州・市町村財産税 (33)宝くじ税	
2. (1)標準相続税 (i)標準相続税率: 50%	(1)標準相続税率: 50% 総天然資源: 50%算入	(c)相続贈与税	(8)医療保険料 (b)相続贈与税 (i)競馬税 (j)森林収入 (k)石油税	(7)医療保険料 (8)相続贈与税 (9)競馬税 (10)森林収入 (p-16)公有地石油 (q-17)私有地石油	(7)医療保険料 (8)相続贈与税 (9)競馬税 (10)森林収入 (p-16)公有地石油 (q-17)私有地石油	(2)断石油税 (p.1)古石油税 (p.2)重油税 (q)採掘石油税	
2. (1)標準相続税 (i)標準相続税率: 50%	(1)標準相続税率: 50% 総天然資源: 50%算入	(c)相続贈与税	(8)医療保険料 (b)相続贈与税 (i)競馬税 (j)森林収入 (k)石油税	(7)医療保険料 (8)相続贈与税 (9)競馬税 (10)森林収入 (p-16)公有地石油 (q-17)私有地石油	(7)医療保険料 (8)相続贈与税 (9)競馬税 (10)森林収入 (p-16)公有地石油 (q-17)私有地石油	(2)断石油税 (p.1)古石油税 (p.2)重油税 (q)採掘石油税	
		(j)天然ガス税	(1)天然ガス税	(1:13)公有地天然ガス (1:14)私有地天然ガス	(r-18)公有地天然ガス (s-19)私有地天然ガス	(r)国内天然ガス (s)輸出天然ガス	(21)国内天然ガス (22)輸出天然ガス
		(k)公有地権地権販売 (l)その他石油・ガス (m)金属・非金属鉱山税 (n)水力発電所所得税 (o)給与税 (p)その他州税 (q)州の雑収入	(k)公有地権地権販売 (l)その他石油・ガス (m)金属・非金属鉱山税 (n)水力発電所所得税 (o)給与税 (p)その他州税 (q)州の雑収入 (r)州の雑収入 (s)優先株分与税	(m-15)公有地権地権販売 (n-16)その他石油・ガス (o-22)金属・非金属鉱山税 (p)水力発電所所得税 (q)給与税 (r)その他州税 (s)優先株分与税 (t)学校目的税	(n-15)公有地権地権販売 (u-21)その他石油・ガス (v-22)金属・非金属鉱山税 (w)水力発電所所得税 (x)保険税 (y)給与税 (z)その他州税 (aa)優先株分与税 (ab)学校目的税 (ac)宝くじ税	(v)Potash以外の金属・非金属鉱山税 (v.1)Potash鉱山税 (w)水力発電所所得税 (x)保険税 (y)給与税 (z)その他州税 (aa)優先株分与税 (ab)州・市町村財産税 (ac)宝くじ税	(23)公有地権地権販売 (24)その他石油・ガス (25)Potash以外の金属・非金属鉱山税 (26)Potash鉱山税 (27)水力発電所所得税 (28)保険税 (29)給与税 (30)その他州税 (31)優先株分与税 (32)州・市町村財産税 (33)宝くじ税
			③雑収入 (a)平衡化対象収入: (i)相続贈与税: 72年度, 73年度2年平均, 74年度以降3年平均 (ii)公有地権地権販売: 3年平均 (iii)所得税と法人税	(4)平衡化対象収入: 4. (3)(b)公有地権地権販売: 3年平均(改正) 4. (3)(d) (k), (k.1), (l), (1.1), (m), (n)の項目: 基本収入と追加収入の1/3	4. (2)(a)平衡化対象収入: (p)~(s), (u), (v)石油・ガスの50%算入 (a.1)公有地権地権販売: 1977-78年度50%, 79年度25%, 80-81年度ゼロ算入	4. (3)定義の訂正	
			4. (4)人口	4. (4.1)基本収入: (k), (k.1), (l), (1.1), (m)税目, (4.2)追加収入 (4.3)実際収入が基本収入より小さい場合	4. (9)交付制限: 個人所得の全州平均額(オケタリオ不交付) 4 (8)個人所得の決定	4. (9)上限交付金: 成長率	4. (9)(b): 金額の削減
(1962年度以降, 分析対象外) 5. 安定化交付金						4. (6)下限交付金: (a)85年度を除く83~86年度, (b)85年度, (c)1人当たり収入額が全州平均の70%以下の場合, 前年度の95%, (d)70~75%の場合, 90%, (e)75%酒の場合, 85% 4 (8.1) 解釈: ①1人当たり収入額が全州平均(2)各州の1人当たり収入 4. (7)移行交付金: (a)82年度は(1)81年度と(2)77~81年度平均増加額の合計, (b)83年度は(1)~(2)×5/6, (c)84年度は(1)~(2)×2 4 (8)本則と移行交付金のより大きい金額	
(本稿の分析対象外) 6. 租税レシタル交付金 7. 租税レシタル協定の締結 8. 租税徴収協定 9. 州法人税 10. 規則							

注) 財政調整法 (2000,c.35,s.5), (2001,c.19,s.1), (2002,c.7,s.170), (2003,c.15,s.3), (2004,c.4,s.1) は, 小さな改正のため省略した。なお, 法令の未確認の年度は, [最終算定] の項目であり, <> は筆者が追加し, 太線の□が主に最終算定で選択された多項である。

出所) Department of Justice, Canada (各年度版), Federal-Provincial Fiscal Arrangements Act, より筆者作成。

の誕生期の分与調整法は、全文7頁の4節からなる簡素なものである。だが、誕生期の交付金算定は、わが国地方交付税の収入額の算定と同様に、例えば所得税の「標準税率10%」を課税ベースにかけ「標準税」(Standard Taxes)方式である(同法2.(1)j文)。この標準税方式は、10年間の継続年数であるから、頑健な制度項目とは言えず、その後の代表的税制方式とで期間区分できるのである[補論I.1.]。

また、誕生期の1962年度以降は、後述するように天然資源の50%算入が選択できるようになり、これが天然資源の収入を平衡化対象に加えた始まりである。このため、1957~61年度では、「租税」平衡交付金(Tax Equalization Payment:同法3.(1)a文)と規定されていたが、1962年度に天然資源が加わったため、分与調整法は財政調整法に改名され、租税の名称が削除された「平衡交付金」となっている。また、1957年度の「上位2州平均」の2つのサンプルでは、後述するように交付金総額が変動しやすいため、安定化交付金とセットになっていた(同法3.(1)b文)。しかし、1962年度以降は、[A]基本、[Ba]保証、[Bb]追加、[C]調整交付金の4種類の選択制を導入したので、安定化交付金は廃止されたのである[補論I.2.]。

(2) 発展期以降の代表的税制方式の頑健性

1967年度に導入された「代表的税制」方式は、カナダ平衡交付金の「第2の特質」といえる。代表的税制方式とは、標準税方式の所得税10%のような標準税率ではなく、税率が各州で異なるため、後述する「全国平均税率」を課税ベースにかけて算定される。全国平均税率の定義は当初、財政調整法ではなく、財政調整規則1967(SOR/67-520)の5節で規定されていたが⁽⁴⁾、82年度には、財政調整法の4.(2)節の①の本則に格上げされている[法(1980-81-82-83,c.94,s.1,2933-47)]。この方式は、2012年度現在も継続されていることが頑健な制度項目の証左と言えよう。

ㄨを意味し、法令内の2.(1)j文は2節1項(subsection)であるが、簡略化して2.(1)項とし、(a)や(b)などのparagraphはa文やb文としたので、2.(1)j文と表記している。なお、財政調整法の全文は、1957、1972、2009の3年度分で、表1の他の年度は、加除式の改正箇所しか得られなかった。

(4) 連邦・州間財政調整規則(Federal-Provincial Fiscal Arrangements Regulations, 以下、規則)は、税目や収入ベース、交付金の算定を主な項目とする法の細則規定である。この規則は、ほぼ5年ごとの改正のたびに、①1967年度の規則67ほか、②1977年度、③1982年度、④1987年度、⑤1999年度(SOR/2000-100)、⑥2007年度の規則の6年度分の全文が得られる。①規則67は、10節に及ぶが、その全文は税目が16項目と少なかったので13頁にすぎない。これに対し、②規則77は、33項目に増加したので、全文は24頁に増え、7回の中間推計と最終算定が示されている。また、2007年度の⑥規則07は、33税目が5項目に統合されたため、大幅に簡素化された。だが、⑥規則07の7節と8節の30頁分は、「第2区分NSとNL」の33税目の旧制度が残るため、⑤規則99の「第I部 平衡交付金」の40頁がスライドしたものであり、その全文は80頁に増加している。

これに対し、第1に平均基準は、表1の黒枠で囲った4節や3節のように、誕生期では上位2州平均であったが、1967年度の全州平均、82年度の中位5州平均、2007年度の全州平均と改定されているから、平均基準の取り方も、再三、変更されている。第2に、平衡化対象の税目も、表1の2重線のように、所得税、法人税、相続税（succession duty）の3税目（同法2.(1)項）から、1967年度16項目などに増加し、2007年度には、それまでの33項目を5項目に統合したので、頑健とはいえない。第3に1962年度に始まった天然資源の算入も、1967年度には100%算入されたが、1973年の石油ショックで1974年度の「追加収入」方式がとられ、さらに77年度には50%算入に引き下げられた。また、1982年度の中位5州平均は、産油州のアルバータを除外するものであったから、ほぼゼロ算入となった。だが、2007年度には50%算入が復活し、天然資源の算入率も、しばしば変更されている〔補論Ⅱ.1〕。

(3) 成熟期の新定式配分と財政調整法の条項数のV字型変遷

2007年度からの新定式配分は、池上（2010）や中井・齊藤（2011）が指摘したように、上述の①単段階の税源調整制度や②代表的税制を受け継いでいるが、「単年度」の旧定式配分（中位5州平均）との最も大きな違いは、後述する③全州3年加重平均という方式にある。これによって、それまでの年2回、4年で8回の算定が、年1回の「一本算定」になって、算定方式が大幅に簡素化され、「成熟期」として発展期（1967～2006年度）と明確に期間区分できるのである。

新定式配分のその他の特徴は、表1の網掛けのように、第1に天然資源50%算入の5項目と4税目との選択制である（法（2007,c.29,s.62）3.2節）。ところが、このような選択制は、上述した1962年度の[A]基本、[Ba]保証、[Bb]追加、[C]調整交付金の4種類の選択のように過去にもあり、全く新しい「制度変化」とはいえない。第2に同法3.4節(1)項の「上限」(cap)の特例措置は、表1の下段の黒枠のように、1977年度の4(9)節「オンタリオへの交付制限」に始まり、その後は経済成長率によって交付金総額を抑制してきた。第3に特定の州へ交付金を最低保証する「下限」(floor)は、1982年度の4.(6)節で導入されたが、新定式配分では廃止されている。これに代わって、1994年度の4.(11)節で導入された「沖合相殺交付金」が、2007年度の3.6節や3.7節で受け継がれている。

以上のように、過去50年間の財政調整法の推移は、表1を概観すれば、条項数の変化をV字型に例えることができる。すなわち、財政調整法は、1957年度誕生期の4節という簡素な仕組みから始まったが、1967年度以降の発展期の税目や特例措置の追加で1999年度に

は4.(13)節まで複雑化し、V字型の「左上がり」部分の一辺を形成した。他方、成熟期の新定式配分は、2004～06年度の総額配分の移行期間を経て、平衡交付金の本則は3.5(3)節のように再び簡素化され、V字型の「右上がり」部分の他の一辺を形成するように変遷してきたのである。

2. 最終算定と特例措置後の平衡交付金の推移

(1) 天然資源に揺れる平均基準の改正

誕生期（1957～66年度）と発展期（1967～2006年度）の期間区分は、上述の法令によって、それぞれ標準税と代表的税制の算定方式の違いや、上位2州と全10州との平均基準の改定を根拠とするが、交付金総額の対GDP比でもそれを裏書きしている。誕生期の標準税方式では、平衡化対象が3税目にすぎないから、表2の「最終算定」(Final Calculation)の合計欄のように、1965年度全州平均59ドルの代わりに上位2州平均の75ドルを基準にとっても、交付金総額の対GDP比は、0.49%にすぎなかった⁵⁾。

これに対し、発展期の代表的税制方式では、上位2州から全10州へと平均の取り方を引き下げた。だが、1967年度の平衡化対象は、3税目を16項目に増やしている。このため、全州平均の基準は、1967年度298ドルと3倍近くに引き上げられ、交付金総額が前年度の3.2億ドルから5.5億ドルと約2倍に増え、その対GDP比も0.79%に達したのである。

その後、1973年の石油ショックで、天然資源の収入が増えると、1人当たり全州平均も、表2の(A)欄のように、544ドルから723ドルと33%の上昇を示している。その結果、交付金総額は、1972年度10.7億ドルから73年度14.9億ドルと約4割も増加し、対GDP比も、1.1%を上回るようになった。このため、1974年度の天然資源の収入は、73年度i州の実際収入である「基本収入」(r_i^{73})と、74年度の実際収入(r_i^{74})との差額である「追加収入」の3分の1との合計金額 $[= r_i^{73} + (r_i^{74} - r_i^{73})/3]$ として算入率を引き下げている [表1の法(1974-75,c.46,s.1) 4.(3)節(d)文]。

(5) カナダ平衡交付金の『算定資料』とは、代表的税制が導入された1967年度の「最終算定」の場合、70年3月に確定し、『算定資料』の表1の平衡交付金、表2の標準税率(Yield)、表3の実際税率(平衡化対象収入: Revenue to be equalized)、表4の課税ベース(Revenue Bases)による9枚のエクセル・シートのことである。中位5州平均を基準とする1982年度以降では、例えば95年度の「最終算定」の場合、98年9月に確定し、エクセル・シート9枚の概要表(Summary Table)、33枚の算定表(Computation Table)で33項目別に課税ベースや標準税率から交付金が算定され、5枚の実際収入表(Revenue Table)で33項目別の平衡化対象収入を確定させている。なお、Boadway and Hayashi (2004)は最終算定、Boadway and Hobson (1993:56-57)は2次算定、Canada Tax Foundation (1988,1992)やPerry (1997:121,130,132,137,155-56,165-66,168-69)、Treff and Perry (2002-04)は1次算定に基づいている。2004～06年度の総額配分や2007年度以降の新定式配分は、中井・齊藤(2011)を参照されたい。

この算入率の引下げは、1977～81年度では、より明示的に50%算入とされた〔法（1980-81-82-83,c.46,s.1）, 4.(2)項(a)文〕。その結果、1977年度の人口1人当たり全州平均の基準は、表2のように、天然資源100%算入の1,305ドル（A欄）から、1,238ドル（B欄）と約5%引き下げられた。それにもかかわらず、交付金総額の対GDP比は、1.22%の高い水準で推移している。

1982年度からは、後述する「オンタリオ不交付の前提」のために天然資源が「ほぼゼロ算入」の上位5州平均をとったと考えられる。その後の交付金総額の対GDP比は、おおむね1%強の水準を維持してきたが、2000年代に入って急激に低下し、2003年度0.72%までに至った。このため、2004～06年度では急遽、対GDP比8%程度のおよそ110億円を交付州に「総額配分」することになった。この配分方式は、発展期と異なるので、成熟期への移行期間と考えられる。そしてこの間、2005年度からの専門委員会を経て、天然資源50%算入の全州3年加重平均という2007年度改革の成熟期を迎えるのである。

(2) 上位5州平均と特例措置

平衡交付金は1982年度には憲法で規定されるようになり、その上位5州平均の基準は、表2のように、天然資源100%算入の全州平均2,602ドルに対し、2,368ドルと約1割の引き下げとなった。ところが、上位5州平均の期間では、表2の網掛けのように、各種の特例措置で、算定方法が複雑になっている。

第1に、1982～84年度の移行交付金（Transitional Payment）は、上位5州平均への基準引下げに伴う交付金の激減緩和措置である。この措置は、以下のように、1981年度の各州の平衡交付金（ G_i^{81} ）に77～81年度の年平均増加額 $[\sum(\Delta G_i^{77-81})/4]$ の一定倍率（ α ）を加えた金額と、算定交付金のどちらか大きい方が選択される。

$$G_i = G_i^{81} + \alpha \sum(\Delta G_i^{77-81})/4$$

ここで、年平均増加額がそのまま加算された1982年度（ $\alpha = 1$ ）は、表2の黒枠のように、すべての交付州で移行交付金を選択された。例えば、表2の「最終算定82」とは1982年度に関する4年後の8回目という最後の算定交付金（決算確定値）を意味するが、NL州のそれは459,663千ドルであった。これに対し、特例措置後の金額は、1981年度の交付金426,760千ドル(1)と移行交付金 $(\sum(\Delta G_i^{77-81})/4)$ 37,161千ドル(2)の合計463,921千ドルであるから、特例措置後の金額が選択されたのである。

カナダ平衡交付金の頑健な制度項目と固有の揺らぎ特性（中井・齊藤）

上層交付金：-\$95	-53,746	-12,282	-84,755	-68,348	-643,507	-102,940	-94,064	-1,059,642	45.3	1.18	4,524	4,486	98.2
1990	918,641	194,370	948,792	867,937	3,626,900	914,488	530,936	8,001,954	45.1	1.12	4,524	4,472	98.8
1991	874,291	186,370	850,234	966,813	3,464,090	852,720	479,927	7,673,450	45.1	1.11	4,552	4,498	99.1
調整交付金：\$57	886,468	167,868	907,854	827,115	3,388,858	872,134	480,476	7,740,773					
1992	886,466	167,876	907,861	870,136	3,388,863	872,138	490,467	7,740,773	46.1	1.11	4,804	4,718	98.2
最終算定B3	902,394	175,334	892,452	837,900	3,910,561	906,428	490,762	8,116,231		[1.12]			
上層交付金：-\$4	-9,625	-587	-4,184	-9,397	-32,526	-5,051	-4,545	-53,925					
1993	899,769	174,737	888,668	834,503	3,878,035	901,377	486,217	8,063,306	48.1	1.11	5,012	4,928	98.0
最終算定94	958,386	191,973	1,065,403	927,489	3,965,468	1,084,914	508,475	8,592,128		[1.10]			
下層交付金	958,386	191,972	1,065,389	927,487	3,965,489	1,084,915	508,475	8,592,128	46.1	1.12	5,187	5,112	98.6
1995	932,246	192,245	1,136,894	876,199	4,306,700	1,050,869	263,978	8,759,131	49.2	1.08	5,411	5,313	98.2
最終算定96	1,029,712	208,346	1,182,328	1,019,378	4,168,562	1,126,364	95,210	8,829,901		[1.06]			
下層交付金	1,029,712	208,347	1,182,328	1,019,376	4,168,563	1,126,363	224,381	8,959,070	46.5	1.07	5,630	5,540	98.4
1999	1,062,832	238,401	1,301,546	1,112,063	4,744,595	1,053,377	195,616	9,738,430	48.7	1.10	5,722	5,662	99.0
最終算定A	1,062,832	238,401	1,301,546	1,112,063	4,744,595	1,053,377	195,616	9,738,430	45.8	1.05	5,865	5,757	98.2
最終算定B	1,164,129	256,944	1,289,702	1,186,958	5,265,403	1,224,341	332,634	10,848,550					
: A×0.2+B×0.8	1,168,507	255,106	1,290,266	1,182,801	5,280,069	1,218,544	315,241	10,848,550	48.4	1.11	6,411	6,177	96.3
下層交付金	1,168,508	255,106	1,290,265	1,182,802	5,280,068	1,218,543	379,138	10,899,716					
1999	1,112,402	269,286	1,403,694	1,260,273	5,379,655	1,314,429	208,145	10,947,894	49.1	1.02	6,130	5,985	97.6
最終算定A	946,056	243,831	1,174,065	1,203,078	4,669,822	1,333,013	196,754	10,050,500					
最終算定B	889,134	240,013	1,200,330	1,200,763	4,600,438	1,406,260	204,214	10,848,550					
: A×0.6+B×0.4	923,287	242,304	1,184,571	1,202,452	4,642,068	1,362,312	199,738	10,848,550					
下層交付金	132,186	13,999	130,335	13,999	37,277	313,797	313,797	171,505					
2001	1,055,476	256,302	1,314,907	1,202,152	4,679,345	1,362,313	199,738	10,309,943	45.4	0.93	6,102	5,940	97.3
最終算定A	824,020	236,054	1,127,716	1,144,251	4,034,635	1,294,899	-34,047	8,723,456					
最終算定B	775,331	233,063	1,098,390	1,139,485	3,879,927	1,336,690	569	8,435,311					
: A×0.8+B×0.2	814,882	235,456	1,121,851	1,143,298	4,003,693	1,303,257	106,200	8,692,951					
下層交付金	59,630	874,500	1,121,850	1,143,299	4,003,690	1,303,257	106,200	8,858,774	45.2	0.77	6,227	6,050	97.2
2002	765,867	231,909	1,130,171	1,142,392	3,764,499	1,335,509	319,888	8,690,235	43.3	0.72	6,227	6,050	97.2
2003	861,959	277,429	1,313,100	1,326,739	4,151,696	1,606,385	652,204	10,774,495	38.6	0.83			
2004	760,753	276,563	1,343,527	1,347,993	4,798,070	1,601,018	588,698	10,900,000	44.0	0.79			
2005	686,603	291,262	1,385,539	1,450,799	5,539,296	1,709,430	459,412	11,535,067	48.0	0.80			
2006	477,374	293,958	1,464,528	1,476,523	7,160,352	1,825,796	228,146	12,924,677	55.4	0.84	6,654	6,312	94.8
2007	558,729	321,686	1,570,819	1,583,795	8,028,426	2,063,394	14,194,849	14,194,849	56.8	0.88	6,732	6,582	95.0
2008	465,288	339,919	1,570,819	1,689,410	8,354,501	347,029	2,063,394	14,830,360	56.3	0.97	7,462	7,095	95.218
2009	641,862	329,827	1,337,543	1,381,460	6,552,241	972,130	1,826,024	15,241,087	56.1	0.94	7,675	7,276	94.8
2010	473,185	328,805	1,334,728	1,482,796	7,814,540	2,199,537	1,665,919	15,299,510	51.1	0.89	7,436	7,110	95.626
2011	337,076	1,268,041	1,494,927	7,391,127	3,260,666	1,670,667	15,422,504	15,422,504	47.9	0.87	7,509	7,174	94.867
2012													

注) 1997~01年度の安定化交付金は除き、2007年度以降の沖合相殺交付金は含んでいない。

出所) Department of Finance, Canada, 『算定資料』の各年度版。

その結果、1982年度の最終算定の総額は、中位5州平均によって41.6億ドルと、対GDP比1.10%に抑制された。だが、実際に交付された総額は、移行交付金後の48.6億ドルが選択され、その対GDP比は、1.28%であった。このため、中位5州平均の採用は、交付金総額の抑制よりも、オンタリオ不交付の前提の堅持に重点があったと考えられる。ただし、1983年度のNL州は、年平均増加額が3分の5倍 ($\alpha = 5/3$) されても、より大きな算定交付金の金額が選択されている。また、1984年度のNLとNB州は、年平均増加額が2倍 ($\alpha = 2$) されても、算定交付金が選択されたが、これら以外の州は移行交付金を選択している。

第2の特例措置は、上限 (cap) と下限 (floor) の交付金である。1987年度の下限交付金は、表2の網掛けのように、人口1人当たり159ドルを交付州に加算している [表1の法 (1987,c.14,s.377) 4.(6)節]。他方、1988~90年度のように、算定交付金の総額の伸び率がGDP成長率を上回ったときには、後者を上限とし、交付州に対して人口1人当たり均等 (例えば88年度-43ドル) の減額をしている [同法4.(9)節]。また、天然資源の財源で算定交付金が大幅に減少したサスカチュワン (SK) 州には、1994~2002年度まで前年度交付金の85%が保証されるなど、下限の特例措置も講じられた [補論II.2]。

第3に1999年度の算定替えでは、東部3州 (NL, NS, NB) が97年度に協調売上税を導入したので、一般売上税の州間配分を98年度までの「消費アプローチ」(最終算定B) から99年度以降の「活動アプローチ」(最終算定A) に段階的に移行し、2003年度に完全移行している。このため、1999年度は、最終算定AとBのそれぞれに20%と80%をかけた合計、2000年度40%と60%、01年度60%と40%、02年度80%と20%をかけた合計が算定交付金となり、これに上限・下限交付金に加算される。

このように、中位5州平均の末期では、表1の財政調整法の条項数が、「V字型」のボトムを形成するように、算定方式は複雑になり、2007年度改革の「算定方式の簡素化」を模索するのである。

(3) 総額の半分を占めるケベックへの交付金

第1に、平衡交付金の各州配分は、東部4州とケベック (QC)、マニトバ (MB) が誕生期以来、つねに交付州である。特に注目すべき点は、ケベックへの交付金が、表2の合計欄の構成比のように、1957~66年度の誕生期では交付金総額の4割前後であったが、1967年度の発展期以降、5割前後で交付金総額の約半分を占めることである。この「第3の特質」が、Ⅲ章で論じるように、平衡交付金が直面するオンタリオとケベックの2つの大規

模州というカナダ固有の特徴である。

また、サスカチュワンも、経済的には交付州であるが、天然資源の産出量に応じて1975年度と81～85年度で不交付州になり、NL 州は、沖合油田の天然資源によって、沖合相殺交付金後でも、2012年度に不交付州になった。

第2にこれらの交付州に対し、BC 州は、経済的には不交付州の実力があるが、1999年度の制度改正で、この年度と2001～03年度で交付州になっている。言うまでもなく、産油州のアルバータは、天然資源によって1965年度から現在まで、不交付州となっている。

第3に、カナダ平衡交付金の「第4の特質」は、「オンタリ不交付の前提」である。誕生期は、基準を上位2州平均にとったので、オンタリオだけが不交付となり、これが「不交付の前提」の始まりである。そして、石油ショック後の1977～81年度には、表2の [] のように、1.1～4.1億ドルの不足額が生じたが、事後的に不交付とする「オンタリオの交付制限」の特例措置がとられている [法（1980-81-82-83,c.46,s.1）4.(9)項]。これが「不交付の前提」の証左である。ただし、2007年度改革では、「オンタリ不交付の前提」が放棄され、表2のように2009年度3.5億ドルから12年度32.6億ドルの交付州に転換するのである。

3. オンタリオ不交付の前提とその崩壊

(1) 上位2州平均によるオンタリオ不交付の始まり

平衡交付金の制度変化は、以下のような算定式のモデル化や、各州の人口1人当たり税収による図解によって、3つの期間区分の違いをより明確にすることができる。誕生期の標準税方式は、上述したように基準とした上位2州平均の変動幅が大きいため、平衡交付金は安定化交付金とセットになっていた。1957年度に誕生した平衡交付金は、おおむね5年ごとに見直され、1961年度までは、57年度10%（58年度13%、62年度21%）の標準税率による所得税（例えば10%×課税ベース）、9%の法人税、50%の遺産税の3税目による「標準税」（Standard Taxes）が平衡化対象の税目であった。

平衡化基準は、オンタリオ（ON）とブリティッシュ・コロンビア（BC）の人口1人当たり「上位2州平均」（ \bar{t}_2 ）であり、 i 州の平衡交付金（ G_i ）は、(1-1)式のように、課税ベースに標準税率をかけた3税の人口1人当たり標準税（ t_i^3 ）との差額に交付州の人口を（ P_i ）をかけて算定され、オンタリオを除く各州に交付された。

$$G_i = P_i(\bar{t}_2 - t_i^3) + S_i \quad (1-1)$$

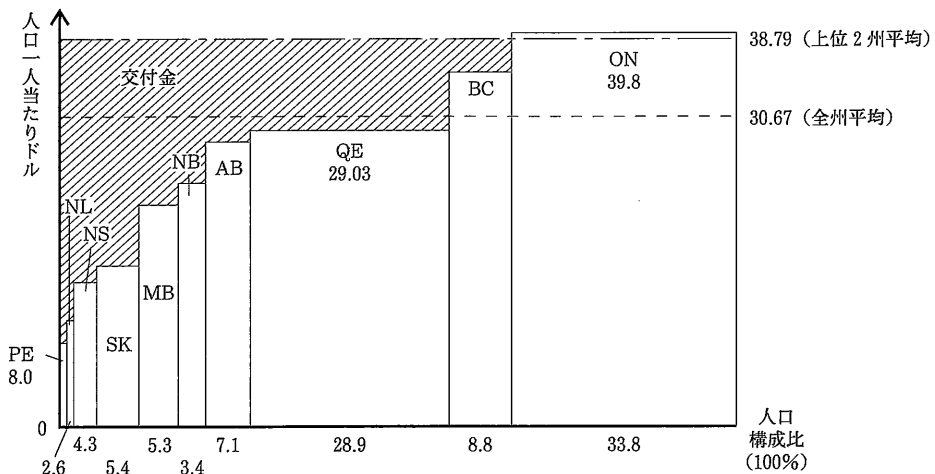
実際、1957年度の人口1人当たり上位2州平均38.8ドルは、図1Aのように、全州平均30.7ドルよりも3割程度高い。その基準を上回るのは、オンタリオの人口1人当たり標準税39.8ドルだけで、これが「オンタリオ不交付の前提」の始まりである。

ただし、サンプルが2つの州の人口1人当たり平均では、基準が1959年度には45.4ドルに急上昇したが、61年度には44.9ドルに下落するように変動幅が大きい。平衡交付金の総額もこの間、1.39億ドルから1.94億ドルと36%も増大したが、61年度には1.81億ドルに減少している。このため、安定化交付金 (S_i) が制度上、組み込まれ、標準税方式と安定化交付金の合計が、平衡交付金導入前の租税レנטル交付金を下回る場合、その差額が保障され、プリンス・エドワード島 (PE) と BC 州に適用された。

5年後の1962年度からは、標準税方式のもとで (1-2) 式のように、[A] 基本 (Basic), [Ba] 保証 (Guaranteed), [Bb] 追加 (Additional), (C) 調整 (Adjusted) の3種類で算定された交付金の最も大きな金額を選択できるようになり、安定化交付金制度は廃止された。

$$G_i = \max \{ P_1 [(\bar{t}_{10} + 0.5\bar{r}_{10}) - (t_i^3 + 0.5r_i)], [Ba], [Bb], P_1 [(\bar{t}_2 - t_i^3) - 0.5(r_i - \bar{r}_{10})] \} \dots (1-2)$$

ここで、 r_i は、 i 州の3年平均の人口1人当たり天然資源 (Gross Natural Resources



出所) 筆者作成。

図1A 1957年度の平衡交付金：オンタリオ交付の始まり

Revenue) であり、 \bar{r}_{10} は、その全州平均である。

[A] 基本平衡交付金は、標準税率を21%に引き上げた所得税など3税目のもとで、上位2州平均の基準を「全州平均」(\bar{t}_{10})に代え、2007年度「新定式配分」の天然資源50%算入を初めて導入している。[Ba] 保証平衡交付金は、旧租税分与調整法に基づく交付金額の最低保証である。[Bb] 追加平衡交付金は、旧3税方式である。[C] 調整平衡交付金は、1957~61年度の旧法と同じ「上位2州平均」を基準とするが、天然資源の全州平均を超える超過額の50% [$0.5(r_1 - \bar{r}_{10})$] が、算定交付金 ($\bar{t}_2 - t_1^3$) から控除される。

以上の4種類のなかで、上位2州平均の基準は、図1Aで見たように、全州平均の1.3倍に及ぶため、1965年度では、[C] 調整平衡交付金が、各州で最も高かった。

(2) 中位5州平均によるオンタリオ不交付の前提の堅持

発展期は、1973年の石油ショックが産油州アルバータの天然資源収入を引き上げて、平均基準が急上昇した。このため、平均基準は、天然資源が①100%算入の全州平均(1967~76年度)から、②50%算入の全州平均(77~81年度)に引き下げた。それでも、オンタリオは算定上、不足額が発生し交付州に転落する危険性がある。その結果、「オンタリオ不交付の前提」は最優先され、アルバータを除く③中位5州平均(1982~2003年度)で天然資源「ほぼゼロ算入」の措置をとったのである。

1967年度からの代表的税制方式(Representative Tax System)は、それまでの10%等の標準税率と異なり、平衡化対象の実際税収の各州合計を、税目ごとに課税ベースの各州合計で割った「全国平均税率」を用いる。各州の標準税収(yield)は、課税ベースに全国平均税率をかけた金額で、この方式は、2007年度以降の新定式配分の現在も変わっていない。

1967年度では、平衡化対象収入(Revenue to be equalized)が天然資源を含む4項目から、16項目(n税目と天然資源m項目:n+m=16)に拡大された。平衡交付金(G_i)は、(2-1)式のように、項目ごとの課税ベースに全国平均税率をかけた人口1人当たり標準税収($t_i^n + r_i^m$)と、その全州平均($\bar{t}_{10} + \bar{r}_{10}$)との差額に交付州の人口を(P_i)をかけて算定される。

$$G_i = P_i [(\bar{t}_{10} + \bar{r}_{10}) - (t_i^n + r_i^m)] \quad (2-1)$$

平衡化対象項目の増加によって、人口1人当たりの全州平均基準は、表2の(A)欄の

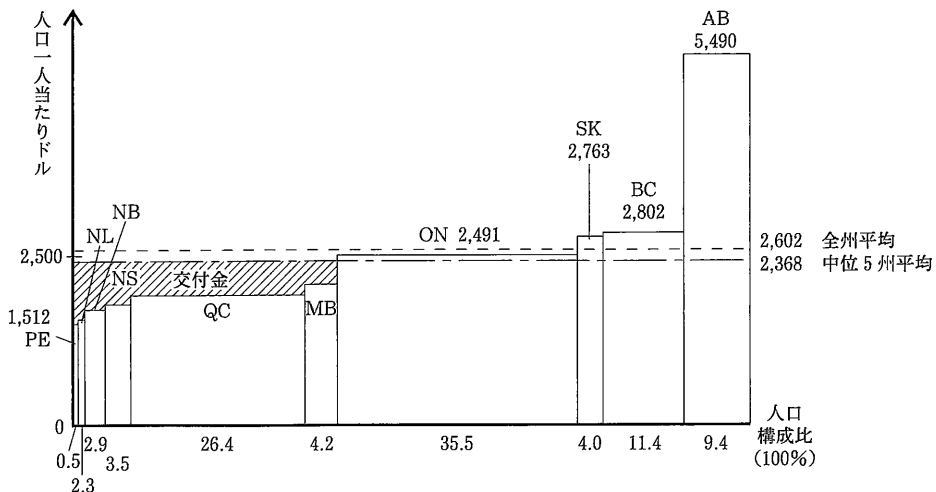
ように、1965年度の58ドルから67年度298ドルと4倍以上に増額された。交付金総額も、1966年度1次推計の3.2億ドルから、67年度最終算定で5.4億ドルと2倍弱に増加し、その対GDP比も、0.5%弱から1%前後に増大したのである。その後、平衡化対象は、表1で示したように、1972年度19項目、74年度22項目、77年度29項目、82年度33項目に拡大された。

ところが、1973年の石油ショックで、産油州アルバータの天然資源の収入が急増し、全州平均の基準を大幅に引き上げた。このため、1977~81年度の平衡交付金 (G_i) は、(2-2)式のように、天然資源を100%から50%算入に引き下げたのである。

$$G_i = P_i[(\bar{t}_{10} + 0.5\bar{r}_{10}) - (t_i^p + 0.5r_i^m)] \quad (2-2)$$

このとき、オンタリオは、この5年間の最終算定で不足額が発生したが、1981年の法律で事後的に「この間の平衡交付金を交付しない」という緊急措置が講じられた。この措置が「オンタリオ不交付の前提」の証左である。

オンタリオは、1982年度の人口1人当たり標準税収が、図1Bのように2,491ドルであったから、全州平均2,602ドルでは、不足額が発生し交付州となる。不交付の前提を維持するには、アルバータを平均基準の対象から除外しなければならない。このため、平衡交付金は、(2-3)式のように、図1Bの左側の東部4州(NL, PE, NS, NB)も同時に除外した中位5州平均 ($\bar{t}_5 + \bar{r}_5$) の2,368ドルに引き下げ、最終算定におけるオンタリオの不足



出所) 筆者作成。

図1B 1982年度の平衡交付金：オンタリオ交付の前提の堅持

額、すなわち「交付州への転落」は回避できた。

$$G_i = P_i[(\bar{t}_5 + \bar{r}_5) - (t_i^n + r_i^m)] \quad (2-3)$$

ところが、この算定式だけで交付金額を決定できたのは、2003年度までの22年間で6年分にすぎず、移行措置や上限・下限の様々な特例措置で交付金総額の安定化が図られてきた。

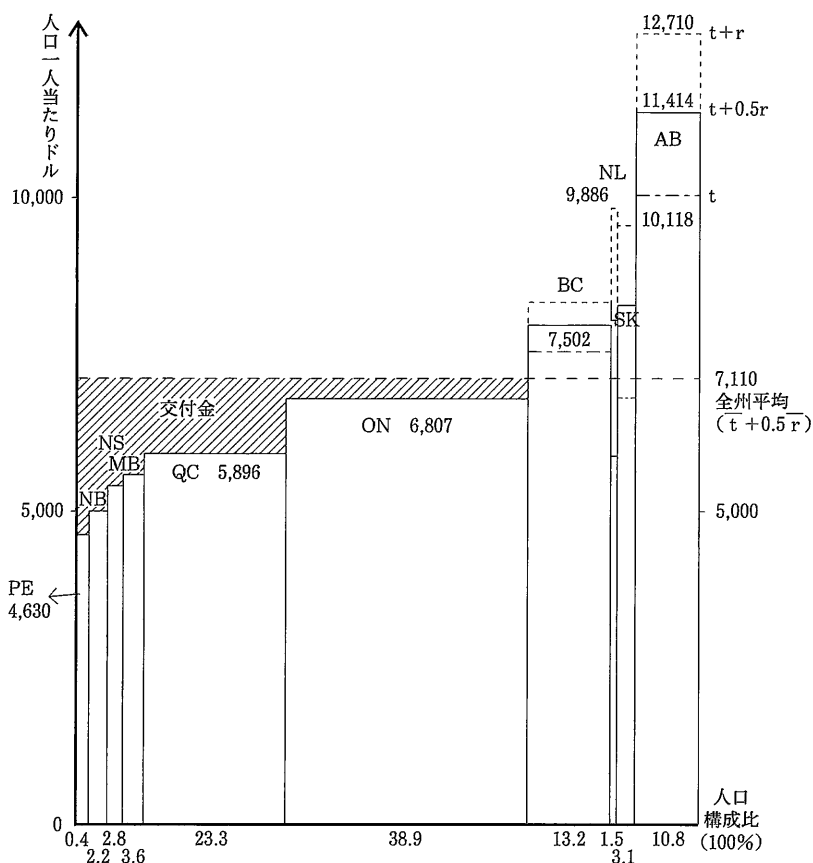
(3) 天然資源50%算入によるオンタリオ不交付の前提の放棄

成熟期では、交付金総額の安定化や算定の簡素化をめざして、天然資源50%算入の全州平均が復活したから、オンタリオ不交付の前提は放棄された。中位5州平均は、その前提の堅持に成功した。だが、オンタリオのような大規模州の税収が不況で落ち込むと、後述するように全州平均の場合に比べて基準を大きく引き下げ、交付金総額が急減する。事実、2003年度の交付金総額は、対 GDP 比で0.72%にまで落ち込んだ。このため、2004～06年度は急遽、対 GDP 比0.8%程度の108～115億ドルを総額として、それまでの交付州に配分したが、この総額配分方式は、中井・齊藤（2011）のように、2007年度改革までの緊急措置である。

2007年度の新定式配分は、中井・齊藤（2011）が詳述したように、第1に交付金総額を確保するために全州平均に戻し、算定交付金は、(3)式のように、1977～81年度と同様の天然資源50%算入 $[(\bar{t} + 0.5\bar{r}) - (t_i^4 + 0.5r_i)]$ と、ゼロ算入の4税目 $(\bar{t} - t_i^4)$ とのどちらか大きい方を選択できるようになった。ただし、実際には、各州の交付金は、天然資源50%算入の方がゼロ算入よりも、大きくなっている。第2に、激変緩和のために標準税収を1年分ではなく、2年前の確定値を3年加重平均（直近を50%、それ以外を25%）とした。これにより、平均のサンプルは、中位5州平均の5件から30件と6倍に増加させている。第3に算定の簡素化のため、33項目を4税目と天然資源との5項目に統合し、同時に年2回、合計8回の算定を1回だけの一本算定としている。

$$G_i = \max \{ P_i[(\bar{t} + 0.5\bar{r}) - (t_i^4 + 0.5r_i)], P_i(\bar{t} - t_i^4) \} \quad (3)$$

その結果、オンタリオは、不交付の前提が崩れ、2009年度から交付州となった。事実、2011年度のオンタリオは、図1Cのように、天然資源50%算入の1人当たり標準税収が2007～09



出所) 筆者作成。

図1 C 2011年度の平衡交付金：オンタリオ不交付の前提の放棄

年度の3年加重平均で6,807ドルと、全州平均7,110ドルを下回っている。また、50%算入の政策誘導効果として、NL州は沖合油田の財源が急増し、AB、SK、BC州とともに算定上、不交付州になったが、2007~11年度は沖合相殺交付金で激変緩和されている。

Ⅲ. 税源調整制度の前提条件と交付金総額の不安定性

1. 人口に関する規模の経済と広域の不経済のバランス

(1) 人口1人当たり「実際支出」の州間格差

わが国の普通交付税は、需要額と収入額の差額を交付金とする財源保障制度である。都道府県の場合、人口1人当たり需要額は、人口が多い県ほど低下する「規模の経済」によって、鳥根県と神奈川県との最高・最低倍率は、「約3倍」に及ぶ(中井, 2007, 177頁)。

これに対し、カナダの平衡交付金は、上述のように各州の行政ニーズ (需要額) を考慮しない税源調整制度である。その理由は、各州の人口1人当たり実際支出 (歳出総額) の最高・最低倍率が「1.2倍程度」だからであるが、なぜカナダの各州は、その倍率が低いのであろうか。

私見によれば、人口1人当たり「実際支出」の州間格差が小さいのは、人口に関する「規模の経済」だけでなく、例えばわが国の北海道のように、面積が広域化すると1人当たり実際支出が上昇する「広域の不経済」のバランスに起因する。

事実、州と地方政府を純計した1人当たり実際支出は、以下の推定結果が示すように、対数変換した人口と面積で説明できる⁽⁶⁾。

$$\begin{aligned} \log(\text{実際支出}/\text{人口}) &= -0.0375\log(\text{人口}) + 0.0499\log(\text{面積}) + 0.0353\text{Dum}(\text{年度}) \\ &\quad (-3.40) \qquad\qquad (6.07) \qquad\qquad (65.5) \\ &+ 0.117\text{Dum}(\text{AB}) + 0.0450\text{Dum}(\text{QC}) + 3.023 \quad [\text{推定期間: 1975-93}] \\ &\quad (11.5) \qquad\qquad (3.97) \qquad\qquad (56.3) \quad N=190, \text{adj}R^2=0.960 \\ \log(\text{実際支出}/\text{人口}) &= -0.0458\log(\text{人口}) + 0.0409\log(\text{面積}) + 0.0175(\text{年度}) \\ &\quad (-7.00) \qquad\qquad (8.58) \qquad\qquad (38.1) \\ &+ 0.0476\text{Dum}(\text{QC}) + 3.495 \quad [\text{推定期間: 1994-2008}] \\ &\quad (6.51) \qquad\qquad (97.7) \qquad\qquad N=150, \text{adj}R^2=0.913 \end{aligned}$$

ここで、人口の単位は人、面積は km^2 、Dum(年度)は1965年度が1、順に2008年度を44とするダミー変数、Dum(AB)やDum(QC)はそれぞれ、アルバータやケベック州を1、それ以外の州を0とするダミー変数である。

推定期間は、アルバータの1人当たり実際支出が、石油ショック後の天然資源の収入で突出 [ダミー変数 Dum(AB) の係数0.117] している前期 (1975~93年度) と、ケベックの実際支出がアルバータを上回るようになった後期 (1994~2008年度) に区分した。すなわち、後期では、ケベックの1人当たり実際支出だけが、他の州よりも高いサービス水準を維持していると考えられる。

第1にいずれの期間でも、人口の係数が負符号で、面積の係数が正符号になっている。第2に人口の係数が負符号であることは、1人当たり実際支出が人口の増加に伴って逡減する「規模の経済」を表している。この規模の経済は、前期 (-0.0375) よりも、後期

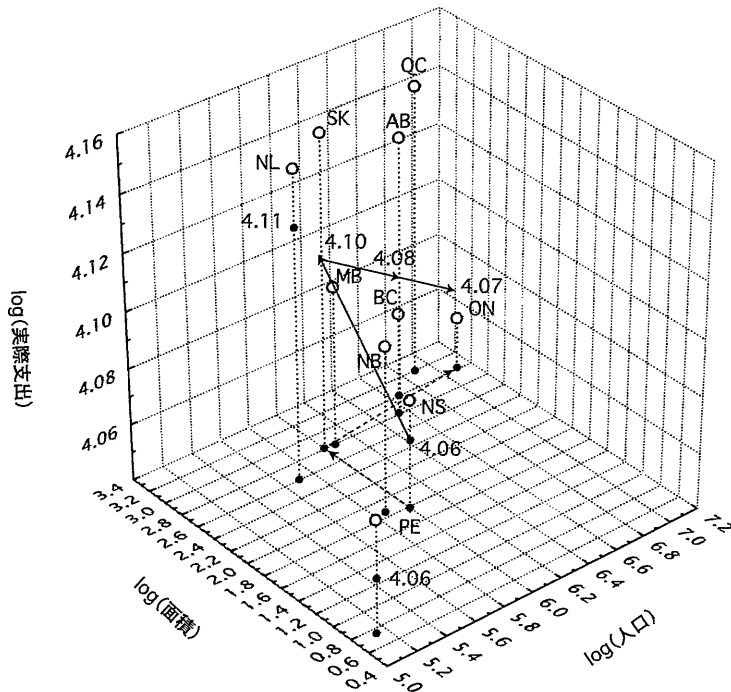
(6) 平衡交付金の標準税収は地方政府の財産税を含んでいるため、それに対応する実際支出は、州と地方政府の純計 (Consolidated provincial, territorial and local government expenditures) と考えられる (Statistics Canada, *Public Sector Statistics*, CANSIM, table 385-0001)。

(-0.0458)の方が、絶対値で大きいように、より効果を発揮している。第3に、面積の係数の正符号は、広域州になるほど実際支出の費用が増加する「広域の不経済」と解釈できる。この広域の不経済は、前期(0.0499)よりも後期(0.0409)の方が小さいため、やや効果を発揮しなくなっている。

(2) 高い実際支出の「小規模・中域」と「中規模・中域」州

各州は、人口規模で見ると、百万人前後の6小規模州(NL, PE, NS, NB, MB, SK), 4百万人前後の2中規模州(AB, BC), 1千万人前後の2大規模州(QC, ON)の3つに分けることができる。他方、面積から見ると、各州は10万km²未満の3狭域州(PE, NS, NB), 50万km²前後の4中域州(NL, MB, SK, AB), 100万km²前後の3広域州(BC, QC, ON)の3つに区分できる。これらによって、9通りの組合せができるが、ドイツの都市州のような「大規模・狭域」やカナダ準州のような「小規模・広域」などの組合せがないので、以下の4通りの組合せになる。

「小規模・中域」(NL, MB, SK)の州は、規模の経済が働かず、ある程度の面積で広域の不経済が生じるから、1人当たり実際支出が最も高くなる。これらの州は、図2の対



出所) 筆者作成。

図2 人口1人当たり実際支出と人口・面積のバランス

数変換した人口（ヨコ）、面積（タテ）、1人当たり実際支出（高さ）の3次元でみると、そのバランスの特徴が明らかになる。これらの州の人口は、例えば2008年度の「小規模・狭域」のノバ・スコシア（NS）と、ヨコの対数6.0でほぼ同じである。だが、タテの面積の対数が、図のタテの点線の矢印のように、NS州の1.8の狭域から2.8の中域になるため、高さの実際支出の対数は、図の「左上がりの実線」の矢印のようにNS州の推定4.06からサスカチュワン（SK）のように4.10に上昇するのである。

事実、SK州の人口は101万人（対数6.0）の小規模で、面積652千km²（対数2.81）と中域州になるため、1人当たり実際支出は14,145ドルである。その推定は12,589ドル（対数：4.10 = -0.0458 × 6.0 + 0.0409 × 2.81 + 0.0175 × 44 + 3.495）で10%程度の誤差はあるが、最も高い。また、ニュー・ファンドランド・ラブラドル（NL）も、マニトバ（MB）と同様に、人口50.6万人で「規模の経済」が働かず、面積が405千km²の「広域の不経済」との相乗効果によって、1人当たり実際支出は14,070ドル（推定12,883ドル）と高くなる。

ただし、「中規模・中域」（AB, BC）のなかで、アルバータ（AB）は、ブリティッシュ・コロンビア（BC）と同様に、面積が662千km²でSK州とほぼ同じであるが、人口が385万人と中規模になるため、「規模の経済」がある程度、発揮される。このため、アルバータの1人当たり実際支出は13,734ドル（推定12,031ドル）に低下する。

(3) 低い実際支出の「小規模・狭域」と「大規模・広域」州

上述したノバ・スコシア（NS）は、東部の「小規模・狭域」（PE, NS, NB）のグループにあり、人口93.6万人、面積55.3千km²である。その1人当たり実際支出は12,022ドル（推定11,481ドル）である。最も「小規模・狭域」のプリンス・エドワード島（PE）は、人口13.9万人で「規模の経済」は働かないが、面積が四国の愛媛県（人口150万人）に相当する5.66千km²と小さく、「広域の不経済」を回避できるため、1人当たり実際支出は12,004ドル（推定11,482ドル）と、NS州やニュー・ブランズウィグ（NB）と同様の低い水準が維持できるのである。

これらに対して、オンタリオは「大規模・広域」（ON, QC）のグループにあり、面積が1,076千km²と狭域州のほぼ2倍になり、中域州をやや上回る程度である。ところが、オンタリオの人口は、1,204万人と小規模や中規模州の3倍以上に及ぶため、図のヨコの点線の矢印のように、「小規模・中域」から「中規模・中域」（AB, BC）を経由して、「大規模・広域」に至るのである。その結果、オンタリオは、図のヨコの「右下がりの実線」の矢印のように、ケベックと同様に、「規模の経済」が「広域の不経済」を上回るた

め、1人当たり実際支出は11,427ドル（推定11,569ドル、対数4.07）に低下するのである。

その結果、「小規模・狭域」と「大規模・広域」州の1人当たり実際支出は、規模の経済と広域の不経済のバランスによって、最も低い水準を維持できる。しかしながら、1人当たり実際支出が最も高い「小規模・中域」のSKやNL州は、最も低いオンタリオなどに比べて実績では1.24倍（推定1.09倍）と格差が小さい。このため、カナダの平衡交付金は、行政ニーズの需要額を考慮しないで、税源調整制度の人口1人当たり平均税収を基準にできるのである。

最後に、特に注意すべき点は、ケベックの1人当たり実際支出は、13,880ドル（推定13,803ドル）で、同じ「大規模・広域」のオンタリオよりも、1.21倍と高く、「小規模・中域」のSKやNL州に匹敵する。この実態は、後述するように、ケベックは独自に、所得税や一般売上税の超過課税で、基準を超える実際支出に対して限界責任を発揮しているのである。

2. 税率操作権の行使と州税の「都市化による逡増傾向」の鈍化

(1) 5項目別実際税収の推移

1967年度以降の代表的税制方式では、項目別の標準税収が、実際税収の各州合計を課税ベースで割った全国平均税率に、各州の課税ベースをかけて算定されるから、各州合計の標準税収と実際税収は等しい。また、2007年度改革の新定式配分ではそれまでの33項目を所得税、法人税、売上税等、財産税の4税目と天然資源に統合している。このため、33項目を5項目に集計しなおせば、1967年度以降の実際税収の項目別推移が明らかになる⁽⁷⁾。

第1に売上税等（一般売上税とその他の個別消費税を含む）は、表3のように、1960年代後半から70年代前半では、半分近くを占めていた。これに対し、2割程度の所得税（給与税を含む）は、その後の高度成長と後述する州所得税率の引き上げで増大し、以後3割前後の構成比で推移している。その結果、所得税と売上税等は、中位5州平均が導入された「1982年度改正」以降は、それぞれ3割前後の構成比で安定的に推移している。

第2に財産税（州・地方政府の財・サービスの料金収入を含む）は、表3のように「1982年度改正」で、前年度の71億ドルから175億ドルと2倍以上に引き上げられ、3割近くの構成比を示すようになった。だが、財産税は、1999年度の算定替えて25%前後、2004年度の減額で2割強の水準にとどまっている。

(7) 5項目への集計方法は中井・齊藤（2011、78-81）を参照されたい。ただし、2012年度の新定式配分では、2年前の確定値が用いられるので、2010年度が最近年となっている。

カナダ平衡交付金の頑健な制度項目と固有の揺らぎ特性（中井・齊藤）

表3 州税合計の5項目別推移：百万ドル

年度	所得税 (%)	法人税 (%)	売上税等 (%)	財産税 (%)	天然資源 (%)	合計 (%)
1967	1,224	596	3,095	635	485	6,035
1968	1,490	660	3,491	884	581	7,107
1969	1,827	862	3,980	1,237	608	8,512
1970	2,884	763	4,273	1,476	552	9,448
1971	2,541	786	4,729	1,597	589	10,241
1972	3,112	980	6,072	941	716	11,821
1973	3,770	1,212	7,005	2,773	1,140	15,900
1974	4,814	1,893	7,723	3,125	1,610	19,165
1975	5,485	2,092	8,192	3,676	1,651	21,096
1976	6,572	1,984	9,689	4,533	1,705	24,494
1977	8,947	2,089	10,935	4,501	2,285	28,717
1978	10,439	2,490	11,281	5,265	2,916	32,391
1979	11,036	2,929	12,981	5,622	3,480	36,047
1980	12,682	3,679	14,116	6,133	3,486	40,095
1981	16,331	3,617	16,555	7,074	3,213	46,770
1982	18,854	3,382	18,371	17,478	5,872	63,907
1983	19,197	4,014	20,828	19,817	6,763	70,619
1984	19,873	4,976	22,768	20,659	7,748	76,025
1985	22,218	5,237	25,064	22,025	7,157	81,701
1986	24,817	5,433	27,343	24,056	8,556	85,206
1987	28,822	6,665	30,049	25,937	9,272	96,325
1988	31,417	8,083	33,673	29,579	4,825	107,577
1989	35,315	9,560	35,596	32,721	4,942	118,124
1990	42,202	8,278	34,729	35,933	5,177	126,320
1991	41,498	7,060	35,530	38,410	4,179	126,678
1992	40,425	7,085	36,322	41,059	4,501	129,343
1993	43,624	8,191	38,051	42,721	5,866	138,444
1994	43,836	10,050	40,045	44,436	7,684	146,051
1995	46,900	12,598	42,167	44,675	6,907	152,947
1996	48,678	13,747	43,143	45,629	8,643	159,840
1997	50,450	16,092	45,242	47,888	8,442	168,114
1998	53,216	16,079	48,780	48,402	5,906	172,384
1999A	55,821	16,870	50,383	45,790	9,482	178,146
2000A	56,979	19,422	55,267	46,914	17,356	195,938
2001A	55,904	16,140	56,187	47,541	11,587	189,358
2002A	54,467	16,521	59,236	47,799	12,588	190,611
2003	54,837	16,817	61,338	49,472	13,860	196,325
2004	60,770	19,051	65,768	45,608	20,073	211,269
2005	67,152	20,151	67,195	46,491	24,751	227,740
2006	75,657	21,711	69,464	50,651	23,452	240,935
2007	78,413	25,812	71,769	54,711	24,026	254,751
2008	78,067	18,549	73,597	57,322	27,405	254,940
2009	74,038	16,709	73,328	59,160	18,515	241,750
2010	75,263	19,470	79,029	61,407	22,166	257,335

出所) Department of Finance, Canada, 『算定資料』の各年度版。

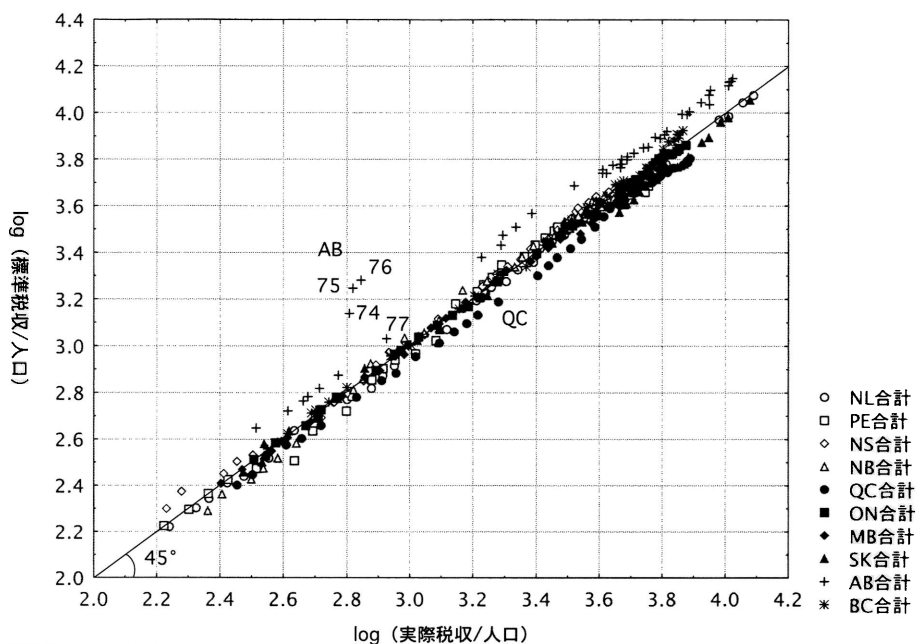
第3に、天然資源の収入は、1973年の石油ショックの影響で72年度の7億ドルから74年度の16億ドルと2倍以上に増大している。ただし、1976年度までの17億ドル前後までは、産油州アルバータの実際収入がほとんど算入されていなかった。これに対し、50%算入を導入した1977年度には、アルバータの天然資源も実際収入に計上されるようになったが、81年度までは50%算入分である。このため、「1982年度改正」の59億ドルは、100%算入であるため、81年度32億ドルのほぼ2倍になるが、上述したように、アルバータの収入は、中位5州平均の対象から除外されている。このような算入率の違いを踏まえても、天然資源の収入は、石油ショックから1980年代前半までは1割弱の構成比を占めてきたが、その後は5%前後で推移し、2000年代に入ってNL州などの沖合油田の影響で、再び1割前後の水準に回復しつつある。

(2) ケベックの超過課税とアルバータの軽減措置

一般に、貧困州は、富裕州に比べて税率を引き上げる傾向にある(石, 1985, 32頁)。この傾向は、表面税率だけを比較しても「正確に実態を解明できた」とはいえず、特にケベックと他の9州では、所得税の徴税方式が異なるため、比較さえできないのである。ところが、1967年度からの代表的税制方式では、標準税収と実際税収を比較することによって、各州の税目別に税率操作権を行使してきた実態をより正確に把握できる。

ケベックを除く各州の所得税は1999年度まで、徴税委託協定による連邦所得税の付加税として、「所得税割」の税率を賦課してきた。例えば、NL州の所得税割は、1967年度28%と連邦政府が定めた標準税率と同じで、ケベックを除く9州平均の29%よりも低かった(石, 1985, 30頁)。だが、NL州は、1975年度に9州平均の37%よりも高い40%に引き上げ、99年度まで9州平均の53%よりも高い69%を適用し、税率操作権を行使してきた。また、2000年度以降の各州は、ケベックと同じように、所得税の課税ベースに3段階などの累進税率を適用するようになり、NL州の2段階目の税率は、2005年度16.16%で、これまで同様に全10州平均13.50%よりも高いが、ケベックはそれが20%であるから、超過課税している実態が把握できる。それでも、累進税率の刻み(Tax brackets)は、各州で異なるため、税率操作権を行使した実態が解明できたとは言えないのである。

ところが、代表的税制の標準税収は、税目別に実際税収の各州合計を課税ベースで割った「全国平均税率」に、各州の課税ベースをかけて算定される。このため、人口1人当たり標準税収が、その実際税収よりも低い(高い)場合、全国平均税率よりも高い(低い)実際税率を適用して税率操作権を行使していたことになる。この検証は、1967~2010年度



出所) 筆者作成。

図3 ケベックの超過課税とアルバータの軽減措置
(各州の5項目合計の相関：1967～2010年度)

の44年間で1人当たり標準税収合計のプロットが、図3のケベック(●)のように、その実際税収との45度線の「下」にあるので、全国平均税率よりも高い税率で超過課税しており、アルバータ(+)は45度線の「上」にあるので、低い税率の軽減措置を判別できる。

つぎに、どの税目で各州が税率操作権を行使したかを見ることにしよう。第1に、所得税の1人当たり標準税収は表4のように、実際税収の係数が0.982とほぼ1に近いが、例えば44年間のNL州を1、それ以外の州をゼロとするDum(NL)のダミー変数の係数0.0375は、ケベックの係数-0.155と同様に、統計的に有意な「負符号」を示している。この貧困州の負符号は、45度線の「下」にあるから、全国平均税率よりも「高い」税率で超過課税していることになる。これに対し、オンタリオやアルバータ、BC州のような富裕州は、45度線の「上」にあるから、それらのダミー変数の係数は、それぞれ0.0612、0.172、0.104と統計的に有意な「正符号」を示し、全国平均税率よりも「低い」税率で軽減していたことになる⁽⁸⁾。

(8) オンタリオとBC州は、1981年度までは連邦政府が設定した標準税率とほぼ同じで、9州平均よりも10%ポイント程度低く、アルバータはさらに低かった。オンタリオとBC州は1982年度以降、所得税率を引き上げて、93年度ではそれぞれ58%と52.5%のように9州平均56%に近づけている。ところが、1997年度以降は、両州とも減税に転じて、2005年度の2段階目の税率は

表4 人口1人当たり標準税収と実際税収による超過課税の実態

被説明変数	所得税	法人税	売上税等	財産税	天然資源	5項目計	4税計
log (実際税収)	0.982 (195.2)	0.937 (86.0)	0.945 (140.6)	0.843 (45.3)	0.863 (59.0)	0.967 (115.0)	0.971 (109.3)
Dum (NL)	-0.0375 (-4.54)	-0.0474 (-2.89)	-0.0861 (-9.52)	0.144 (9.00)	0.205 (8.05)		
Dum (NS)			0.0200 (2.21)				
Dum (QC)	-0.155 (-18.5)				0.209 (7.90)	-0.0581 (-9.54)	-0.0592 (-9.72)
Dum (ON)	0.0612 (7.36)		0.0246 (2.72)	-0.0340 (-2.21)			0.0128 (2.08)
Dum (SK)			0.0572 (6.32)				
Dum (SK82-10)		-0.264 (-12.6)					
Dum (AB)			0.394 (42.9)	0.0631 (4.16)	0.130 (4.20)	0.153 (24.8)	0.189 (31.4)
Dum (AB75-10)	0.172 (18.8)	0.177 (9.47)					
Dum (AB74-76)					1.851 (20.3)		
Dum (BC)	0.104 (12.6)		0.0269 (2.97)				
Dum (82-10)				0.186 (8.48)			
定数項	0.0452 (3.22)	0.140 (5.91)	0.121 (6.00)	0.325 (8.81)	0.284 (9.93)	0.0905 (3.81)	0.0730 (2.96)
adjR ²	0.990	0.953	0.979	0.974	0.951	0.993	0.993
N [1967~2010年度]	440	440	440	440	296	440	440

出所)『算定資料』より、筆者作成。

第2に、産油州アルバータは、表4の天然資源の推定結果のように、1974~76年度を1、これ以外の年度をゼロとする Dum (AB74-76) の係数1.851の正符号が、実際収入よりも高い標準収入という石油ショックの効果を表し、天然資源の収入で他の税目を軽減している。特にアルバータは、一般売上税を実際には「課税していない」が、その標準税収は、全国平均税率に課税ベースをかけた金額である。このため、アルバータは、「一般売上税が課税された」とみなされて、その Dum (AB) の係数が0.394の高い「正符号」で、標準税収は、実際税収よりも高く算定されるのである。

第3に、5項目とその合計を州別にみると、例えば NL 州の所得税や法人税、売上税等の超過課税分は、財産税の減税や天然資源で相殺されて、5項目計や4税計では、有意

↘ともに9.15%で全10州平均を下回り、BC 州はさらに08年度には7.70%に引き下げている。また、アルバータは、財産税も軽減してきたが、州所得税は、石油ショック後の1975年度以降では [Dum (AB75-10)] の係数が示すように、連邦政府が設定した標準税率の所得割44%とほぼ同じで軽減してきた。2005年度以降の税率も、10%の比例税率を適用して、法人税とともに軽減している [Treff and Perry, (2002-04) 等を参照]。

なダミー変数の効果が得られなかった。また、オンタリオ州は、全国平均に比べたときの所得税や売上税等の軽減措置分が、財産税の超過課税で相殺されて、5項目計では有意なダミー変数の係数が得られなかった。PE や NS, NB の東部3州やマニトバ (MB) では、税目ごとでも有意なダミー変数の効果が得られず、全国平均税率に近いと考えられる。

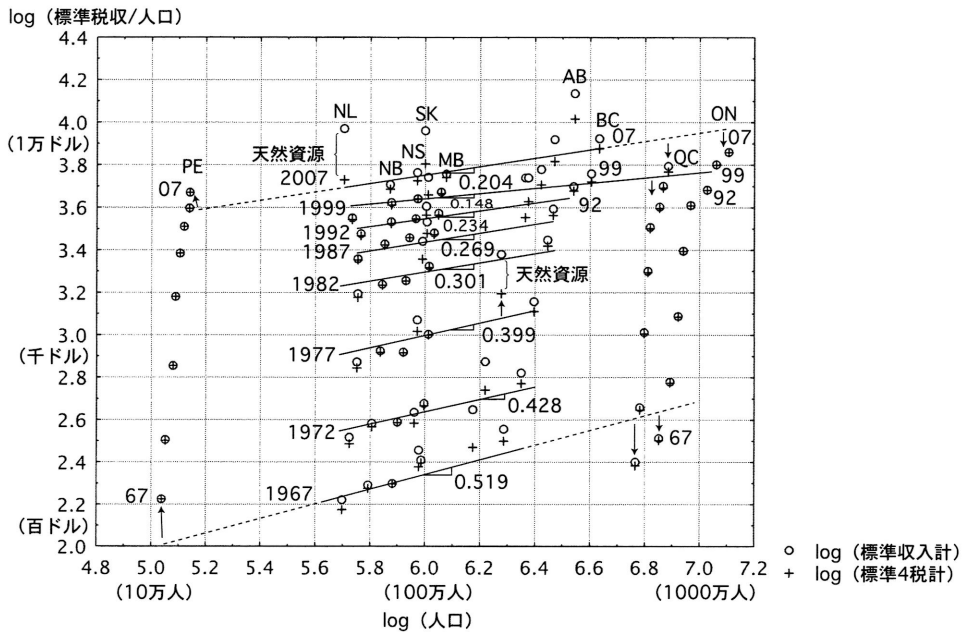
したがって、ケベックは、表4のように5項目計や4税計でも、ダミー変数の係数がそれぞれ-0.0581や-0.0592の有意に「負符号」である。これは、前節で述べた人口1人当たりの「高い実際支出」を所得税の超過課税で限界責任を発揮していることの証左である。他方、アルバータは、5項目計や4税計でも、ダミー変数の係数がそれぞれ0.153や0.189のような大きな「正符号」で、天然資源の収入によって所得税や売上税の軽減措置を解明できるのである。

(3) 州税の「都市化による逡増傾向」の鈍化

州税の「都市化による逡増傾向」は、経済全体の高度成長から低成長への移行に伴って鈍化し、地域間格差が縮小すると、II章で述べた「オンタリオ不交付の前提」は崩壊する。これは、ドイツでも、ルール工業地帯を有する大規模州のノルトライン・ヴェストファーレン (NW) が「援助する」側から「援助される」側に転換したことと相通ずるものがある（中井，2007，103頁）。

人口1人当たり標準税収の「4税計」は、図4の(+)のように、天然資源を除くと、人口規模が大きくなるほど高くなる「都市化による逡増傾向」を示している。事実、対数変換したその金額を対数変換した人口規模で説明すると、その係数は、表5のように、例えば1967~71年度0.519の傾きを持つ「右上がりの直線」で表すことができる。ただし、人口10万人（対数5.0）のPE州の人口1人当たり標準税収合計は、図4の実線を伸ばした点線の100ドル（対数2.0）よりも「高い」158ドル（対数2.2）の水準にある。この差は、表5の推定結果では、PE州を1、これ以外をゼロとするダミー変数 [Dum (PE)] の係数が0.370の統計的に有意な「正符号」で確認できる。

他方、人口1,000万人（対数7.0）前後の大規模州であるケベック (QC) とオンタリオ (ON) のそれは、図の実線を伸ばした点線よりも「低い」ところに位置し、それぞれ251ドル（対数2.4）と316ドル（対数2.5）である。この差は、表5の推定結果では、QC や ON 州を1、これ以外をゼロとするダミー変数 [Dum (QC), Dum (ON)] の係数が、それぞれ-0.388や-0.303の統計的に有意な「負符号」で確認できる。したがって、1967~71年度0.519の傾きを持つ実線は、7州の標準税収の偏在度を表したものであるが、PE



出所) 筆者作成。

図4 州税の「都市化による逡増傾向」の鈍化

州がその直線の上に、QC や ON 州がその直線の下に位置する構造が、カナダ州税の「都市化による逡増傾向」の特徴といえよう。

その構造の経年変化をみると、図4の実線は、高度成長期の1982年度までは、年率5%の自然増収で上方シフトしている。これは、表5の推定結果では、1967年度を1、順に68年度を2、2010年度を44とするようなダミー変数 [Dum (年度)] の係数が、①1967~71年度の期間で、0.0516の統計的に有意な「正符号」で確認できる。だが、この自然増収による上方シフトの幅は、図4の実線のように低成長期に入ると、1982~87年度の年率3.05%、88~91年度の2.25%、92~98年度の1.45%のように狭くなっている。このような自然増収の幅は、表5の⑦1999~2003A年度の5年間では、年率0.465%に低下した。

高度成長から低成長への移行に伴って、3州を除く7州の「都市化による逡増傾向」を表す人口規模の係数は、1972~76年度0.428、77~81年度0.399、82~86年度0.301、87~91年度0.269、92~98年度0.234と、偏在度が低下していくのである。そして7州の偏在度が低下していくと、それまでは実線を伸ばした「点線の下」に位置していたオンタリオが、図4のように、⑦1999~2003年度Aの算定替えの期間では、8州の実線に吸収され、その係数が0.148にまで低下したのである。

1999年度の算定替えでは、東部3州が97年度に協調売上税を導入したので、一般売上税

表5 人口1人当たり標準税収と実際税収による超過課税の実態

	log (4 税計)	log (人口)	Dum (年度)	Dum (PE)	Dum (QC)	Dum (ON)	Dum (SK)	Dum (AB)	定数項	adjR ² /N
① 1967~71年度	0.519 (22.7)	0.370 (14.8)	0.0516 (19.3)	-0.388 (-17.5)	-0.303 (-12.7)				-0.787 (-5.76)	0.961 50
② 1972~76年度	0.428 (11.9)	0.263 (6.53)	0.0696 (15.5)	-0.327 (-9.23)	-0.258 (-6.88)				-0.320 (-1.47)	0.907 50
③ 1977~81年度	0.399 (23.9)	0.251 (14.1)	0.0462 (24.1)	-0.280 (-17.0)	-0.253 (-13.8)	0.0799 (8.50)	0.123 (11.4)		0.0541 (0.52)	0.979 50
④ 1982~86年度	0.301 (16.5)	0.193 (9.75)	0.0805 (13.8)	-0.214 (-11.7)	-0.153 (-7.50)	0.0639 (5.91)	0.129 (10.1)		0.985 (8.48)	0.961 50
⑤ 1987~91年度	0.269 (16.5)	0.176 (9.83)	0.0225 (10.8)	-0.173 (-10.4)	-0.109 (-5.81)		0.0630 (5.36)		1.384 (12.8)	0.951 50
⑥ 1992~98年度	0.234 (27.0)	0.164 (16.8)	0.0145 (16.9)	-0.151 (-16.3)	-0.108 (-10.3)		0.0754 (11.0)		1.771 (30.9)	0.971 70
⑦ 1999~03A年度	0.148 (23.3)	0.0935 (8.93)	0.00465 (2.83)	-0.0615 (-6.89)		0.0280 (3.49)	0.141 (17.4)		2.596 (37.3)	0.961 50
⑦' 1999~02B年度	0.147 (20.7)	0.104 (8.64)		-0.0653 (-6.47)		0.0242 (2.67)	0.138 (15.2)		2.783 (62.7)	0.960 40
⑧ 2004~10年度	0.204 (13.5)	0.125 (6.91)	0.0127 (8.95)	-0.134 (-8.88)	-0.0997 (-5.62)	0.0807 (7.90)	0.159 (13.6)		1.962 (18.2)	0.942 70

出所)『算定資料』より, 筆者作成。

の州間配分を「消費アプローチ」(表5の⑦'1999~02年度B)から「活動アプローチ」(⑦1999~03年度A)に段階的に移行し、2003年度に完全移行している。ただし、人口1人当たり一般売上税Bの人口規模の係数は、0.0594と推定されたのに対し、一般売上税Aの係数は0.0634と上回っている。このため、一般売上税の州間配分の算定替えが、偏在度を表す係数を0.148にまで低下させた要因とは考えられない。1999年度の算定替えでは、同時に、売上税等の8%を占める宝くじ収入が、人口の均等配分に改定されたから、人口1人当たり標準税収の4税計は、かなり均てん化したと考えられる。

2007年度改革による新定式配分(2年前3年加重平均)の⑧2004~10年度の期間では、偏在度を表す人口規模の係数が、表5のように0.204に回復し、自然増収の年率も1.27%に回復してはいる。だが、これらの係数は、高度成長期の半分以下の値に下がっている。人口1人当たり標準税収の「都市化による通増傾向」は、経済成長率の低下に伴って鈍化し、州間の偏在度が是正されるから、「オンタリオ不交付の前提」が崩壊するのである。

3. 交付金総額の急減と中位5州平均のワナ

(1) 算定交付金のオンタリオとケベックの2州モデル

中位5州平均の基準は、II章で述べたように、天然資源のほぼゼロ算入によって「オンタリオ不交付の前提」の堅持に成功したが、全州平均の場合と比べて大規模州の好・不況の影響が増幅された。私見によれば、この基準変動の増幅が「中位5州平均のワナ」と考えられる。

平衡交付金は、上限や下限の特例措置で総額が最終的に決定されるが、それらの特例措置が適用される前の算定式に基づく交付金は、「算定交付金」といわれる。ケベックの算定交付金(G_{QC})は、以下のように、1人当たり全州平均(\bar{t} :1982~2003年度は中位5州平均)と、ケベックの標準税収(T_{QC})の1人当たり金額($t_{QC} = T_{QC}/P_{QC}$)との差額に、その人口(P_{QC})をかけた金額である。

$$G_{QC} = P_{QC}(\bar{t} - t_{QC}) \quad (3-1)$$

ここで、1人当たり全州平均 [$\bar{t} = (P_{ON}/\sum P_i)t_{ON} + (P_{QC}/\sum P_i)t_{QC} + \dots + (P_{PE}/\sum P_i)t_{PE}$] は、例えばケベックの「1人当たり標準税収」(t_{QC})に、人口ウエイト($P_{QC}/\sum P_i$)をかけた金額の全州合計である。

第1に、その人口ウエイトは、オンタリオとケベックを合計すると、図1AやB、Cの

横幅が示したように、全州平均の期間平均で63%、中位5州平均の期間平均で76%にも及ぶ。このため、10%前後の BC や AB 州、その他の州のウェイトを残差としてゼロとすれば、以下の (3-2) 式のように、人口1人当たり2州平均 $[\bar{t}_2 = (P_{ON}/\Sigma P_2)t_{ON} + (P_{QC}/\Sigma P_2)t_{QC} = (T_{ON} + T_{QC})/\Sigma P_2]$ を仮定したオンタリオとケベックの「2州モデル」を導くことができる。

$$\begin{aligned} G_{QC} &= P_{QC}(\bar{t}_2 - t_{QC}) = P_{QC}[(T_{ON} + T_{QC})/\Sigma P_2 - t_{QC}] \\ &= P_{QC}[T_{ON}/\Sigma P_2 - (1 - P_{QC}/\Sigma P_2)t_{QC}] \quad \dots (3-2) \end{aligned}$$

ここで、 T_{ON} はオンタリオの標準税収、 (ΣP_2) は2州の合計人口である。

第2に、この2州モデルでは、ケベックの算定交付金の対GDP比 (G_{QC}/Y) が、両辺をカナダ全体のGDP (Y) で割って、(3-3) 式のようにオンタリオとケベックの「標準税収倍率」 $\{T_{ON}/T_{QC}\}$ で表すことができる。

$$(G_{QC}/Y) = (P_{QC}/\Sigma P_2)(T_{QC}/Y)\{T_{ON}/T_{QC}\} - [1 - (P_{QC}/\Sigma P_2)](T_{QC}/Y) \quad (3-3)$$

第3に、ケベックの交付金が総額 (ΣG_1) の「約半分」を占めること ($\Sigma G_1 \approx 2 \times G_{QC}$) に着目すれば、両辺を2倍した「交付金総額の2州モデル」を導くことができる。

$$\begin{aligned} \{(\Sigma G_1)/Y\} &= 2(P_{QC}/\Sigma P_2)(T_{QC}/Y)\{T_{ON}/T_{QC}\} - 2[1 - (P_{QC}/\Sigma P_2)](T_{QC}/Y) \\ &\quad \dots (3-4) \end{aligned}$$

(2) 推定式の基本構造とアルバータ効果の有無

「交付金総額の2州モデル」の推定式は、以下のように、(3-4) 式第1項の「標準税収倍率」を説明変数とした係数 $\beta (= 2(P_{QC}/\Sigma P_2)(T_{QC}/Y) > 0)$ と、第2項を定数項 $\alpha (= -2[1 - (P_{QC}/\Sigma P_2)] < 0)$ として推定式を基本構造とする。

$$\{(\Sigma G_1)/Y\} = \alpha + \beta\{T_{ON}/T_{QC}\} + \gamma(T_{AB}/Y) + \delta(G_{QC}/\Sigma G_1) + e_i \quad (3-5)$$

ここで、全州平均期間では、(3-5) 式3項の産油州アルバータの標準税収の対GDP比 (T_{AB}/Y) が、平均基準を引き上げて交付金総額を増大させる効果 ($\gamma > 0$: 以下、アル

バータ効果)である。これに代わって中位5州平均では、(3-4)式4項のケベックへの交付金の構成比 ($G_{QC}/\Sigma G_i$) が、総額に影響しやすい ($\delta > 0$) と予想され、 e_i は誤差項である。

第1に、実際の推定では、ケベックの人口構成比は2州合計に対する割合 ($P_{QC}/\Sigma P_2$) ではなく、全州平均期間では全10州合計に対する割合の26% ($= P_{QC}/\Sigma P_{10}$)、中位5州平均の期間では5州合計に対する割合31% ($= P_{QC}/\Sigma P_5$) である。このため、後者の β が大きくなる。第2に、1982年度改正で財産税が各州合計で2.5倍に引き上げられ、ケベックの標準税収の対 GDP 比 (T_{QC}/Y) も、全州平均の期間の0.0266から、中位5州平均の期間の0.0380に上昇している。第3にこれら2つの相乗効果によって、標準税収倍率の係数 β は、それぞれの期間の単純平均を用いた値が、以下のように1.383と2.356で、中位5州平均の方が2倍近く大きくなることが予想される。

$$\text{全州平均期間: } \beta = 2(P_{QC}/\Sigma P_{10})(T_{QC}/Y) = 2 \times 26\% \times 0.0266 = 1.383$$

$$\text{中位5州平均: } \beta = 2(P_{QC}/\Sigma P_5)(T_{QC}/Y) = 2 \times 31\% \times 0.0380 = 2.356$$

実際の推定結果は、以下のように、全州平均と中位5州平均の期間で、標準税収倍率の係数 β は、全州平均の1.260に対し、中位5州平均では3.225と2.5倍のように大きくなっている。

$$\{(\Sigma G_i)/Y\} = 1.260 \{T_{ON}/T_{QC}\} + 14.56 (T_{AB}/Y) - 1.333 + 0.0961\text{Dum} \quad (73-81)$$

(7.34) (9.50) (-4.49) (4.88)

$$-0.581\text{Dum} \quad (07-08) \quad -0.4311\text{Dum} \quad (09-12) \quad [\text{全州平均期間: } 1967-81, 2007-12]$$

(-8.75) (-7.55) N=21, adjR²=0.942

$$\{(\Sigma G_i)/Y\} = 3.225 \{T_{ON}/T_{QC}\} + 2.446 (G_{QC}/\Sigma G_i) - 5.768 - 0.164\text{Dum} \quad (87,95-96)$$

(10.3) (6.51) (-5.19) (-13.8)

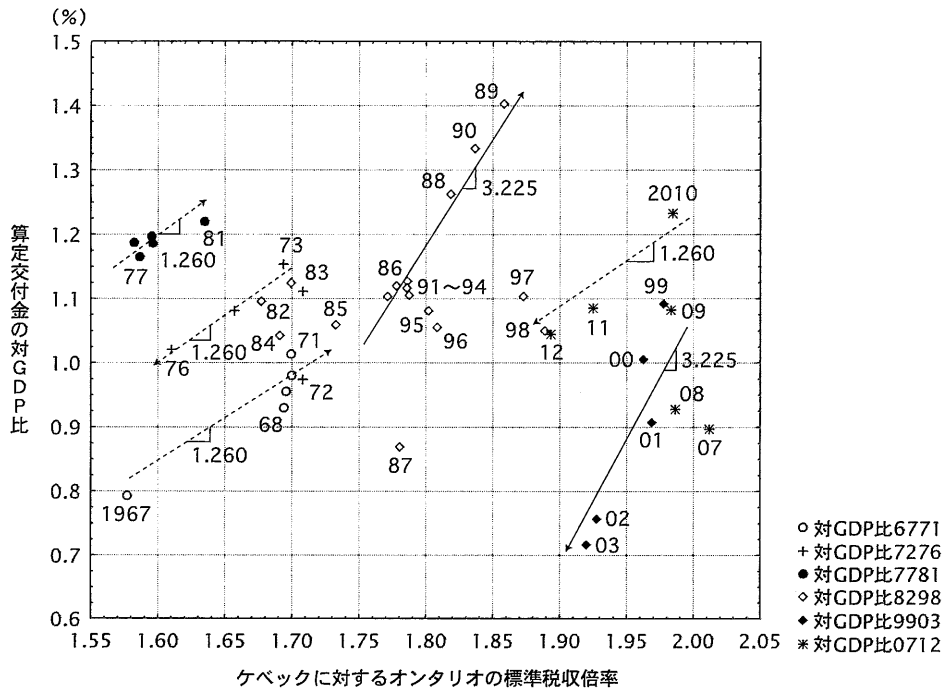
$$-0.377\text{Dum} \quad (97-98) \quad -0.786\text{Dum} \quad (99-03) \quad [\text{中位5州平均期間: } 1982-2003]$$

(-8.15) (-8.34) N=22, adjR²=0.913

ここで、例えば Dum (73-81)は、1973~81年度を1、これ以外の年度をゼロとするダミー変数である。

(3) 中位5州平均とオンタリオ不況による交付金総額の急減

以上の推定結果から、代表的税制導入後の算定交付金総額の対 GDP 比が、図5のように、オンタリオとケベックの標準税収倍率だけでなく、アルバータ効果による上方シフトなどが説明できる。また、総額の対 GDP 比が2003年度0.72%に急落したことは、オン



出所) 筆者作成。

図5 算定交付金の対GD比と標準税率倍率の関係

タリオ不況による「中位5州平均のワナ」に起因し、それを2州モデルで確認できるのである。

第1に、1967～81年度の全州平均期間では、図5の破線のように、標準税率倍率が大きく（小さく）なれば、算定交付金総額の対GDP比が、係数 β の傾き1.260に従って、上昇（下落）する。ただし、アルバータの標準税率の対GDP比(T_{AB}/Y)は、それまでの0.011%から1973年度の石油ショックによる天然資源の増収で0.014～0.018%に上昇し、天然資源を77年度の100%から50%算入に引き下げても0.028%とほぼ2倍に急増している。このアルバータ効果は、係数14.56で、図5の1967～72年度のプロット(○)とその破線を、73～76年度(+)と77～81年度(●)の破線に上方シフトさせたのである。

第2に、中位5州平均では、アルバータ効果に代わって、ケベックへの交付金の構成比($G_{QC}/\sum G_i$)が高いほど、その係数2.446の割合で交付金総額を増大させる傾向にある。その構成比50%前後が1982～84年度に55%前後を占めたため、交付金総額の対GDP比は、図5の傾き3.225の実線上の1.0%から1.1%への上方シフト(◇)につながったのである。また、1986～96年度の10年間は、ほぼその実線にしたがって、標準税率倍率の増加が、交付金総額の対GDP比を89年度のピークに押し上げている。

ところが第3に、1999年度の算定替えて、オンタリオの標準税収が729億ドルから2003年度777億ドルに伸び悩むと、ケベックとの倍率は1.98倍から1.92倍と0.06ポイント縮小する。この倍率の縮小は、交付金総額の対 GDP 比を0.19%ポイント（ $=0.06 \times 3.225$ ）引き下げる。このオンタリオ不況（ただし、人口は堅調に増加）は同時に、ケベックへの交付金の構成比を、同じ期間に49.8%から43.3%と6.5%ポイント減少させ、交付金総額の対 GDP 比を0.16%ポイント（ $=0.065 \times 2.446$ ）引き下げた。その結果、中位5州平均では、オンタリオ不況のもとで、標準税収倍率の縮小と、ケベックへの交付金構成比の低下との「相乗効果」によって、0.35%ポイント（ $=0.19+0.16$ ）も引き下げたのである。事実、交付金総額の対 GDP 比は、1999年度の1.09%から2003年度には0.72%と0.37%ポイントも急減した。これが、「中位5州平均のワナ」であり、2004～06年度110億ドルという総額配分の緊急措置や、2007年度改革につながったのである。

2007年度改革による全州平均では、オンタリオの標準税収が2010年度の898億ドルから2012年度896億ドルに伸び悩んで、図3の破線（*）のようにケベックとの倍率を1.98倍から1.89倍と0.09ポイントと、さらに大きく縮小させた。それでも、交付金総額の対 GDP 比は、全州平均をとっているため、0.11%ポイント（ $=0.09 \times 1.260$ ）の引下げにすぎない。同時に、ケベックへの交付金構成比は、アルバータ効果の0.364%ポイント（ $=0.025 \times 14.56$ ）の下支えによって、同じ期間に50%前後を維持したのである。その結果、オンタリオ不況下でも、全州平均を基準とする2007年度改革により、交付金総額の対 GDP 比は、標準税収倍率の縮小の影響だけで、しかも全州平均の傾き1.260の破線（*）に従うため、同じ期間に1.23%から1.04%と0.19%ポイントの引下げにとどまったのである。

IV. 簡素な算定方式による総額安定化への挑戦

カナダの平衡交付金は、1957年度に誕生して以来、簡素な算定方式による単段階の垂直的調整を堅持してきた。この税源調整制度は、表6のように、最も頑健な制度項目といえよう。また、各州の税率が異なることに対し、日本の地方交付税の収入額算定のような標準税方式から、1967年度には全国平均税率を用いる代表的税制方式に移行した。この代表的税制方式は、表6の網掛けのように、2007年度以降の新定式配分でも継続しているから、かなり頑健な制度項目といえる。

これらに対し、平均基準の取り方や天然資源の算入率は、交付金総額の安定化やオンタリオ不交付の前提を維持するために再三、変更され、今なお制度変化の揺らぎに直面して

表6 税源調整制度とケベックが半分を占める平衡交付金

年 度	誕生期 1957～ [62～66]	発展期（移行期：略） 1967～ [82～2003] (04～06)	成熟期（現行制度） 2007～
I. 算定方式	標準税方式	代表的税制方式	代表的税制（新定式配分07）
II. 基準	単年度	単年度（4年間8回推計）	3年加重平均（一本算定）
1. 対象	3税目	16項目→33項目	5税目に統合
2. 税率	標準税率10%	全国平均税率	全国平均税率
3. 平均基準	上位2州平均	全州平均, [中位5州平均]	全州平均
III. 不交付州	オンタリオ	オンタリオ不交付の前提	不交付の前提の崩壊
IV. 特例措置	安定化交付金	上限・下限（移行措置）	沖合相殺交付金
V. 天然資源	ゼロ算入	100%, 77年度50%, [ゼロ算入]	(50%, ゼロ算入の選択)
[算定式]	$G_i = P_i(\bar{t}_2 - t_i^3) + S_i$ [$G_i = \max(A, B, C)$]	$G_i = P_i[(\bar{t}_{10} + \bar{r}_{10}) - (t_i^n + r_i^m)]$ $G_i = P_i[(\bar{t}_{10} + 0.5\bar{r}_{10}) - (t_i^n + 0.5r_i^m)]$ $G_i = P_i[(\bar{t}_5 + \bar{r}_5) - (t_i^n + r_i^m)]$	$G_i = \max\{P_i[(\bar{t} + 0.5\bar{r}) - (t_i^4 + 0.5r_i)], P_i(\bar{t} - t_i^4)\}$

注) G_i と P_i , S_i は i 州の交付金や人口と安定化交付金, $\bar{t}_2, \bar{t}_{10}, \bar{t}_5, \bar{t}$ はそれぞれ税目の上位2州平均, 全州平均, 中位5州平均, 4税目の全州3年加重平均, $\bar{r}_{10}, \bar{r}_5, \bar{r}$ はそれぞれ天然資源の全州平均, 中位5州平均, 全州3年加重平均, t_i^3, t_i^n, t_i^4 はそれぞれ i 州の3税目, n 税目, 4税目3年加重平均, r_i^m, r_i はそれぞれ i 州の m 項目と1項目に統合された天然資源である。

出所) 筆者作成。

いる。ただし、これらの制度変化は、簡素な税源調整制度自体の問題ではなく、カナダ固有の問題である(a)オンタリオ不交付の前提、(b)総額の半分を占めるケベックへの交付金、(c)2つの大規模州、(d)アルバータの豊富な天然資源などが、制度変化を余儀なくさせたのである。

例えば、(a)オンタリオ不交付の前提は、1957年度導入当時の上位2州平均で始まったが、交付金総額の不安定性を克服するため、1967年度からは、全州平均に基準を改定した。ところが、1973年の石油ショックによる天然資源の高騰で、その(a)前提が危ぶまれた。このため、1977年度からは天然資源を50%算入にした。それでもオンタリオは不足額が生じたため、産油州のアルバータを除く中位5州平均に基準を改定し、その(a)前提を堅持した。だが、今度は州税の「都市化による逓増傾向」の鈍化と、1999年度以降のオンタリオ不況で、交付金総額の対GDP比がそれまでの1%前後から、2003年度0.7%までに下落した。同時に、(b)ケベックへの交付金は、総額の43%にまで低下した。このため、2004～06年度は急遽、対GDP比0.8%に相当する110億円の総額配分方式をとったのである。

2007年度改革では、この間の専門委員会の議論を経て、対GDP比0.9%の交付金総額の安定性を確保できるようになった。この新定式配分の基準の取り方は、表6のように、①代表的税制、②3年加重平均、③5税目への統合、④全国平均税率、⑤全州平均、⑥天然資源50%算入などを特徴とするが、②3年加重平均による一本算定は、全く新しい制度である。そして、新定式配分では、(a)オンタリオ不交付の前提を放棄し、(b)総額の半分を

占めるケベックへの交付金は、カナダ固有の問題として堅持されている。

これらの制度項目の頑健性と揺らぎ（制度変化）を踏まえるならば、第1に、最も頑健な財政需要を考慮しない単段階の税源調整制度がカナダで可能であったのは、各州が規模の経済（人口）と広域の不経済（面積）のバランスで、人口1人当たり実際支出の最高・最低倍率が1.24倍と小さい格差であったからである。

第2に、ケベックの所得税の超過課税や、一般売上税を導入していないアルバータの軽減措置は、全国平均税率の標準税収と税率の異なる実際税収との対比によって、その実態が明らかにできた。この各州が税率操作権を行使する実態とともに、人口1人当たり標準税収の「都市化による増傾向」は、高度成長から低成長下で鈍化するため、(a)オンタリオ不交付の前提が、崩壊するのである。

第3に、1999年度以降のオンタリオ不況で、交付金総額の対GDP比がそれまでの1%前後から、2003年度0.7%までに急落したのは、(b)総額の半分を占めるケベックへの交付金と(c)2つの大規模州というカナダ固有の特徴が、制度項目の「中位5州平均のワナ」にはまった結果といえよう。

このように、カナダ平衡交付金は、新定式配分が導入されたとはいえ、ドイツの連邦・州間財政調整制度のような「制度全体」の頑健性を確保したとはいえないであろう。とはいえ、カナダの連邦政府は、税源調整という「大らかな基準」を維持しながら、①天然資源の50%算入で(a)オンタリオ不交付の前提を放棄し、5州平均の5サンプルからBoadway=Hayashi (2004) が提案した②全州3年加重平均の30サンプルに増やすことで、簡素な算定方式に伴う「交付金総額の安定性の確保」に挑戦している。また、各州も、例えばケベックのように、1人当たり実際支出が他の州に比べて高いときには、州の所得税や一般売上税の超過課税で限界責任を発揮している。このような連邦政府や各州の挑戦が、カナダ平衡交付金制度の「魅力」なのである。

（近畿大学教授）

（大阪学院大学教授）

〔補論 I.1〕 1957～1961年度「誕生期」前半の標準税方式と安定化交付金

租税分与調整法による1957～61年度までは、第1に57年度10%（58年度13%、62年度21%）の標準税率による所得税、9%による法人税、50%の遺産税（Succession Duties）の3税目による「標準税の収入」（Yield of Standard Taxes）が平衡化の対象税目であった。第2に平衡化基準は、オンタリオとBC州の人口1人当たり「上位2州平均」である。例えば1957年度のそれは、付表1-1の(7)行目のように、38.79ドル $=[(3\text{税目}:221.3+50.4)\div(\text{人口}:5,562+1,442)]$ で全州平均30.67ドルの1.3倍に及ぶ。その結果、第3にオンリオ以外は、交付州となる。例えばBC州でも、1人当たり標準税が34.96ドルで、不足額が3.83ドル $(=38.79-34.96)$ となり、これに人口をかけた552万ドルが算定交付金となる。

ところが、この間の『算定資料』の表題は、「標準税、平衡交付金と安定化交付金の最終算定」のように、分与税調整法4節の平衡交付金だけでは完結せず、同法5節の安定化交付金（Stabilization）が、1980年代以降の下限交付金の役割を担ったのである。

その算定方法は、標準税の収入と算定交付金の合計が、以下の租税レンタル交付金等を下回る場合、その差額が安定化交付金として支払われる。1957年度の「人口増加率の租税レンタル交付金」（10：Adjusted 1957 Tax Rental Payment）は、56年度のそれを人口増加率で調整したものに対し、「計画上の租税レンタル交付金」（11：Projected Tax Rental Payment）は、1952年の租税レンタル協定と同様の方式で算定したものである。「基本安定化金額」（12：Basic Stabilization Amount）は、1958年度では、57年度の標準税、平衡交付金と安定化交付金の合計の95%、59年度以降では、その合計の2年平均の95%として算定される。

安定化交付金が実際に適用された下限基準は、「計画上の租税レンタル交付金」で、交付対象は、PEとBC州である。特にBC州は、1957年度のそれが5,970万ドルで、標準税と交付金の合計5,592万ドルとの差額378万ドル $(=5,970-5,592)$ が安定化交付金として交付される。この金額は平衡交付金の7割に相当するが、1958年度228万ドル、60年度103万ドルと逡減し、59年度と61年度は交付されていない。

〔補論 I.2〕 1965年度の「誕生期」後半の選択方式

以上のような租税分与調整法5節の安定化交付金による下限保証に対し、1962年度からは、財政調整法1961の4節に基づく平衡交付金の4つの算定方法のなかで、最も大きな金額を「選択」できるようになった。

〔A〕基本平衡交付金（Basic Equalization）は、付表1-2のように、上位2州の基準

付表 1-1 1957~61年度の平衡交付金の算定方式：千ドル

	NL	PE	NS	NB	QC	ON	MB	SK	AB	BC	合 計
1	423,297	100,331	702,976	563,021	4,748,180	5,561,792	863,909	889,393	1,162,082	1,441,815	16,456,796
<標準税の収入> 2 所得税：10% 1,425 210 3,113 2,100 34,276 71,487 6,330 4,830 10,585 18,193 152,549 3 法人税：9% 2,838 441 5,857 4,155 79,084 126,113 11,083 8,188 20,512 27,430 285,701 4 相続税：50% 333 151 1,110 6,954 24,496 23,689 1,874 1,172 1,994 4,779 66,552 5 4,596 802 10,080 13,209 137,856 221,289 19,287 14,190 33,091 50,402 504,802 6 1人当たり標準税：ドル 10.86 8.00 14.34 23.46 29.03 39.79 22.33 15.95 28.48 34.96 30.57 <平衡交付金> 7 上位2州平均との差額：(38.79ドル) - (6) 27.93 30.79 24.45 15.33 9.76 16.46 22.84 10.31 3.83 8 算定交付金：(1)×(7) 11,823 3,089 17,188 8,631 46,342 14,220 20,314 11,981 5,522 139,110 9 標準税と交付金：(5)+(8) 16,418 3,891 27,268 21,840 184,198 221,289 33,507 34,504 45,072 55,924 643,912 <安定化交付金> 10 人口増加率の租税レantal交付金 14,148 3,811 22,302 18,392 144,069 177,094 28,614 28,304 37,259 54,255 528,187 11 計画上の租税レantal交付金 15,768 4,194 24,699 20,280 157,888 194,417 31,532 31,212 40,992 59,709 580,691 12 安定化交付金：(10)-(9) 303 13 標準税・平衡交付金・安定化交付金の合計 16,418 4,194 27,268 21,840 184,198 221,289 33,507 34,504 45,072 59,709 648,000 14 431,683 101,389 711,334 571,564 4,871,083 5,723,204 878,005 898,208 1,202,400 1,486,510 16,875,370 <標準税の収入> 2 所得税：13% 1,711 267 3,894 2,747 45,891 95,016 8,996 6,641 14,711 23,440 203,314 3 法人税：9% 3,017 708 5,369 4,400 76,137 121,898 11,764 8,702 18,773 25,090 275,858 4 相続税：50% 327 119 1,121 1,130 14,262 24,279 1,717 1,070 2,370 5,666 52,061 5 5,055 1,093 10,384 8,278 136,290 241,193 22,477 16,413 35,854 54,196 531,233 6 1人当たり標準税：ドル 11.71 10.78 14.60 14.48 27.98 42.14 25.60 18.27 29.82 36.46 31.48 <平衡交付金> 7 上位2州平均との差額：(40.97ドル) - (6) 29.26 30.19 26.37 26.49 12.99 15.37 22.70 11.15 4.51 8 算定交付金：(1)×(7) 12,631 3,061 18,758 15,140 63,275 13,495 20,389 13,407 6,704 166,861 9 標準税と交付金：(5)+(8) 17,686 4,154 29,142 23,418 199,565 241,193 35,972 36,803 49,261 60,900 698,094 <安定化交付金> 10 人口増加率の租税レantal交付金 14,428 3,851 22,567 18,670 147,798 182,172 29,081 28,584 38,551 55,937 541,640 11 計画上の租税レantal交付金 16,535 4,360 25,651 21,138 166,108 205,226 32,876 32,324 43,629 63,176 611,022 12 基本安定化交付金：57年度(10)×95% 15,598 3,884 25,905 20,748 174,988 210,225 31,832 32,779 42,818 56,723 615,600 13 安定化交付金：(11)-(9) 205 14 標準税・平衡交付金・安定化交付金の合計 17,686 4,360 29,142 23,418 199,565 241,193 35,972 36,803 49,261 63,176 700,575 15 440,236 102,458 719,791 580,216 4,997,167 5,889,300 892,331 907,110 1,244,117 1,532,591 17,340,363 <標準税の収入> 2 所得税：13% 2,004 340 4,496 3,225 50,514 106,294 10,648 7,589 16,662 26,166 227,937 3 法人税：9% 3,048 743 5,762 4,912 84,847 142,346 13,156 9,033 21,010 30,491 315,349 4 相続税：50% 275 100 1,989 1,042 13,211 24,359 1,876 998 2,380 6,974 53,204 5 5,327 1,184 12,247 9,180 148,572 272,999 25,680 17,619 40,052 63,631 586,490 6 1人当たり標準税：ドル 12.10 11.55 17.01 15.82 29.73 46.36 28.78 19.42 32.19 41.52 34.40 <平衡交付金>											

付表1-2 1965年度の平衡交付金：ドル

	NL	PE	NS	NB	QC	ON	MB	SK	AB	BC	合計
1 (a)新人口：1965年6月1日	486,287	107,754	752,233	613,018	5,676,518	6,815,914	954,790	949,311	1,436,951	1,824,756	19,617,532
(b)旧人口：1965年6月1日	486,073	107,742	752,194	612,971	5,672,534	6,809,471	954,644	949,234	1,435,955	1,821,981	19,602,799
(標準税)											
2 (a)所得税 (21%)	6,022,715	1,224,518	13,521,330	9,409,494	160,715,652	266,952,481	24,699,428	22,306,056	40,945,079	71,980,135	637,776,838
(b)所得税 (13%)	4,082,482	830,037	9,165,399	6,378,201	108,940,689	194,509,969	16,742,444	15,120,103	27,754,517	48,791,550	482,315,391
3 法人税 (9%)	5,717,614	7,285,530	7,285,299	6,223,317	107,185,172	189,159,964	17,138,626	11,328,099	27,933,382	53,397,638	426,334,641
4 遺産税 (50%)	464,500	137,500	2,573,000	1,188,000	26,595,000	41,118,000	2,836,000	1,690,000	3,660,000	8,104,000	88,366,000
5 (a)標準税：(2a)+(3)+(4)	12,204,829	2,127,548	23,379,629	16,820,811	294,495,824	517,230,395	44,674,054	35,324,155	72,538,461	133,681,773	1,152,477,479
人口1人当たり：(5a)÷(1a)	25	20	31	27	52	76	47	37	50	73	59
(b)標準税：(2b)+(3)+(4)	10,264,596	1,733,067	19,023,698	13,789,518	242,720,861	424,787,933	36,717,070	28,138,202	59,347,899	110,493,188	947,016,032
[A] 基本平衡交付金											
6 総天然資源：3年平均50%算入	741,000	8,000	722,000	1,958,000	20,171,000	21,011,000	2,658,000	16,167,000	83,571,000	40,074,000	187,081,000
7 標準税と天然資源：(5a)+(6)	12,945,829	2,135,548	24,101,629	18,778,811	314,666,824	538,241,395	47,332,054	51,491,155	156,109,461	173,755,773	1,339,558,479
8 1人当たり金額：(7)÷(1a)	26.62	19.82	32.04	30.63	55.43	78.97	49.57	54.24	108.64	95.22	68.28
9 全国平均との差額：(8)-(9)	41.66	48.46	36.24	37.65	12.85	12.85	18.71	14.04			
10 基本平衡交付金：(1a)×(9)	20,258,716	5,221,759	27,260,924	23,080,128	72,943,256	17,864,121	13,328,326				179,957,230
[Ba] I. 保証交付金：旧分与調整法											
(1960年度調整後財政力)											
(a)総標準税	6,886,538	1,469,556	13,452,800	9,297,171	154,403,314	271,174,438	26,324,934	18,175,759	40,966,856	63,078,064	605,229,430
(b)平衡交付金	12,754,897	3,060,583	18,412,637	16,474,582	69,874,399	13,349,421	21,903,975	15,357,262	6,051,783	1,029,239	177,239,539
(c)安定化交付金	150,421										1,179,660
(d)大西洋州調整交付金	7,500,000	2,500,000	7,500,000	7,500,000							25,000,000
合計：(a)+(b)+(c)+(d)	27,141,435	7,180,560	39,365,437	33,271,753	224,277,713	271,174,438	39,674,355	40,079,734	56,324,118	70,159,086	808,648,629
(1961年度調整後財政力)											
(a)総標準税	7,078,406	1,825,019	14,267,707	10,210,063	163,271,733	285,329,524	27,928,282	18,203,559	45,470,402	67,514,474	641,099,169
(b)平衡交付金	13,460,878	2,868,927	18,793,679	16,610,662	72,682,296	13,419,748	23,296,058	14,278,440	5,571,460	180,982,148	1,152,477,479
(c)安定化交付金	60,982										60,982
(d)大西洋州調整交付金	7,500,000	2,500,000	7,500,000	7,500,000							25,000,000
合計：(a)+(b)+(c)+(d)	28,039,284	7,254,928	40,561,386	34,320,725	235,954,029	285,329,524	41,348,030	41,499,617	59,748,842	73,085,934	847,142,299
合計：(10)+(11)											
調整後財政力の2年平均	55,180,719	14,435,488	79,926,823	67,592,478	460,231,742	556,503,962	81,022,385	81,579,351	116,072,960	143,245,020	1,655,790,928
II. 旧法4(3)(c), (d)文の保証交付金	27,590,360	7,217,744	39,963,412	33,796,239	230,115,871	278,251,981	40,511,193	40,789,676	58,036,480	71,622,510	827,895,466
61年度と2年平均の大きい方	28,039,284	7,254,928	40,561,386	34,320,725	235,954,029	285,329,524	41,348,030	41,499,617	59,748,842	73,085,934	847,142,299
1965年度総標準税：(5a) 再掲	12,204,829	2,127,548	23,379,629	16,820,811	294,495,824	517,230,395	44,674,054	35,324,155	72,538,461	133,681,773	1,152,477,479
大西洋州調整交付金	10,500,000	3,500,000	10,500,000	10,500,000							35,000,000
18 保証交付金：(10)-(11)	5,334,455	1,627,380	6,681,757	6,999,914				6,175,462			26,818,968
[Bb] 追加交付金：旧分与調整法											
標準税：(5b) 再掲	10,264,596	1,733,067	19,023,698	13,789,518	242,720,861	424,787,933	36,717,070	28,138,202	59,347,899	110,493,188	947,016,032

カナダ平衡交付金の頑健な制度項目と固有の揺らぎ特性 (中井・齊藤)

20	1人当たり金額：(5b)÷(1b) (平衡交付金)	21.12	16.09	25.29	22.50	42.79	62.38	38.46	29.64	41.33	60.64	48.31
21	上位2州平均 (\$62.02) との差額	40.90	45.93	36.73	39.52	19.23		23.56	32.38	20.69	1.38	上位2州平均
22	算定交付金：(1b)×(21)	19,880,386	4,945,590	27,628,086	24,224,614	109,082,829		22,491,413	30,736,197	29,709,909	2,514,384	271,216,358
23	大西洋州調整交付金：(d)再掲	7,500,000	2,500,000	7,500,000	7,500,000							25,000,000
24	調整後財政力：(5b)+(22)+23	37,644,982	9,181,657	54,151,784	45,514,132	351,803,690	424,787,933	59,208,483	58,874,399	89,057,808	113,007,522	1,243,232,390
25	法4(2)(c), (d)文の全国平均比較		below	below	below	above		below	below	above	above	
26	保証交付金：(24)再掲	37,644,982	9,181,657	54,151,784	45,514,132	351,803,690		59,208,483	58,874,399			616,379,127
27	標準税：(5a)再掲	12,204,829	2,127,548	23,379,629	16,820,811	294,495,824		44,674,054	35,324,155			429,026,350
28	大西洋州調整交付金	10,500,000	3,500,000	10,500,000	10,500,000							35,000,000
29	追加交付金：(26)-(27)-(28)	14,940,153	3,554,109	20,272,155	18,193,321	57,307,866	14,534,429	23,550,244				152,352,277
[C] 調整交付金												
30	標準税：(5a)再掲	12,204,829	2,127,548	23,379,629	16,820,811	294,495,824	517,230,395	44,674,054	35,324,155	72,538,461	133,681,773	1,152,477,479
31	1人当たり金額：(5a)÷(1a)	25.10	19.74	31.08	27.44	51.88	75.89	46.79	37.21	50.48	73.26	上位2州平均
32	上位2州平均 (\$75.33) との差額	50.23	55.59	44.25	47.89	23.45		28.54	38.12	24.85	2.07	75.33
33	算定交付金：(1a)×(32)	24,426,196	5,990,045	33,286,310	29,357,432	133,114,347		27,249,707	36,187,735	35,708,232	3,777,245	329,097,249
総天然資源												
34	1人当たり3年平均：1962~64年度	3.14	0.15	1.94	6.47	7.38	6.44	5.67	34.50	120.73	46.41	19.79
35	1人当たり全国平均との超過額：(34)-(31.79)								14.71	100.94	26.82	
36	超過額：(35)×(1a)								13,964,365	145,045,834	48,575,005	207,585,204
調整交付金												
37	平衡交付金：(33)再掲	24,426,196	5,990,045	33,286,310	29,357,432	133,114,347	27,249,707	36,187,735	35,708,232	3,777,245		329,097,249
38	超過額の50%								6,982,183	72,522,917	24,287,503	103,792,603
39	調整交付金：(37)-(38)	24,426,196	5,990,045	33,286,310	29,357,432	133,114,347	27,249,707	29,205,552				282,629,589
(選択)												
40	より高い平衡交付金 [C]：(39)	24,426,196	5,990,045	33,286,310	29,357,432	133,114,347	27,249,707	29,205,552				282,629,589
41	標準税と平衡交付金：(5)+(39)	36,631,025	8,117,593	56,665,939	46,178,243	427,610,171	517,230,395	71,923,761	64,529,707	72,538,461	133,681,773	1,435,107,068
安定化交付金												
42	安定化限度額	24,581,904	5,581,860	38,789,706	30,934,970	288,199,429	363,755,007	49,194,974	46,508,060	56,761,400	88,340,867	992,648,177
43	安定化交付金											
44	大西洋州追加交付金	18,500,000	3,500,000	10,500,000	10,500,000							43,000,000
45	標準税・平衡交付金・安定化交付金・大西洋州追加交付金の合計：(40)+(43)+(44)	55,131,025	11,617,593	67,165,939	56,678,243	427,610,171	517,230,395	71,923,761	64,529,707	72,538,461	133,681,773	1,478,107,068
州への支払い												
46	平衡交付金：(39)再掲	24,426,196	5,990,045	33,286,310	29,357,432	133,114,347	27,249,707	29,205,552				282,629,589
47	遺産税の税率 (%)	75	75	75	75	25	25	75	75	75	75	
48	遺産税の送金：(4)÷0.5×(47)	696,750	206,250	3,859,500	1,782,000	13,297,500	20,559,000	4,254,000	2,535,000	5,490,000		52,680,000
49	大西洋州追加交付金	18,500,000	3,500,000	10,500,000	10,500,000							43,000,000
50	合計	43,622,946	9,696,295	47,645,810	41,639,432	146,411,847	20,559,000	31,503,707	31,740,552	5,490,000		378,309,589

(出所) Department of Finance, Canada, 『算定資料』の1965年度版より筆者作成。

を「全州平均」に代えることによって、BC州が1962年度から不交付になる。また、アルバータは、3年平均の総天然資源（Gross Natural Resources Revenue）を50%算入したことにより、1965年度から不交付になる。これらの2点が旧法との大きな改正点である。事実、BC州は、付表1-2のように3税の標準税率による収入73.26ドルでも、その全州平均58.75ドルを上回って不交付になる。ところが、アルバータの3税では、50.48ドルで全州平均を下回るが、総天然資源50%算入によって108.64ドルとなり、不交付になるのである。

[Ba] 保証平衡交付金（Guaranteed Equalization）は、旧租税分与調整法に基づき、1960～61年度の「調整後財政力決算の保証 [Ba]」と「追加 [Bb]」（旧法3税方式）がある。調整後財政力の保証 [Ba] は、1960～61年度の調整後財政力平均や61年度調整後財政力のどちらか高い金額を基準とするため、年を追うに従って保証交付金の金額が小さくなる。例えば、1965年度では、ケベックやマニトバでも、それぞれ最も高い1961年度調整後財政力2.36億ドルと0.41億ドルが、21%の所得税による新法3税収入2.94億ドル、0.45億ドルを下回るため、不交付となる。

他方、追加 [Bb] は、旧法3税方式であり、旧法の人口統計（1b）や標準税率13%の所得税による3税収入（5b）に基づく。アルバータは、法（4.(2)節(c), (d)文）の基準を上回るため、不交付になる。例えば、1965年度のNL州では、1人当たり旧法3税収入21.12ドルであるが、上位2州平均が60.02ドルとの差額40.90ドルに旧法の人口をかけた1,988万ドルが算定交付金となる。これに旧法の3税収入と大西洋州調整交付金を加えた調整後財政力3,764万ドルは、新法の3税収入と大西洋州調整交付金の合計に1,494万ドル不足するから、これが追加交付金（Additional Grants）となる。

[C] 調整平衡交付金（Adjusted Equalization）は、第1に[A]基本交付金と同様に、新法の3税目を「標準税率による収入」とする。第2に、基準は旧法と同じ「上位2州平均」とするため、オンタリオ以外は算定交付金を受けることになる。このため、第3に人口1人当たり天然資源の全州平均19.79ドルをサスカチュワン、アルバータ、BC州がそれぞれ24.50、120.73、46.41ドルと超えるから、その超過額に人口をかけた金額の50%が算定交付金から控除される。その結果、アルバータ、BC州が不交付になる。

以上の3方式のなかで、各州の交付金が最も高かったのは、1965年度では(C)調整平衡交付金であり、これに大西洋州調整交付金加わるが、安定化交付金の適用はなかった。また、いずれの方式でも、アルバータとBC州が不交付になるが、基本平衡交付金が全州平均を基準としたことや、総天然資源の50%算入は、1977年度以降の発展期の算定方式に

つながっている。

〔補論Ⅱ.1〕 1967～2006年度「発展期」の石油ショックとその対応

付表2-1の1967年度の算定交付金は、「(a)一般平衡交付金」(General Equalization)といわれ、それまでの4種類のうち、上述の〔A〕基本平衡交付金の全州平均基準の算定方法を受け継いで、平衡化対象が天然資源を含む4項目から16項目に拡大した。交付金の算定方法は、例えばNL州の所得税の場合、付表2-1の人口1人当たり36.23ドル(Ⅱ.1)が不足額であり、各州合計の60.35ドルを加えた96.58ドルが標準税収(代表的税制)となる。また、16項目の人口1人当たり不足額合計は、131.58ドル(Ⅱ.B)であり、これに人口449,138人(A)をかけると、65,677千ドルの算定交付金が得られる。

ただし、1967年度の改正では、激変緩和措置として「(b)保証平衡交付金」(Guaranteed Equalization)が、例えばNL州の場合、1966年度の平衡交付金28,691千ドル(Ⅳ.a)と大西洋州追加交付金10,500千ドル(Ⅳ.b)の2倍との合計49,691千ドル、または66年度の平衡交付金の80%を最低保証している。NL州は、上述の算定交付金を選択するが、SK州の算定は、10,872千ドルにすぎなかったから、66年度の平衡交付金31,426千ドルの80%の25,141千ドルが付表2-1の黒枠のように、選択されている。だが、1968～71年度の保証平衡交付金は、上述の一般平衡交付金を下回り、毎年度同額であるから、適用されることはなかった。このため、保証平衡交付金は1972年度以降、廃止されている。

1972年度以降は19税目に拡大したが、ガソリン税と自動車免許税、州の雑収入と公益事業収入の連邦移転は、実際収入をそれぞれガソリン税や州の雑収入の課税ベース(Tax base：州間配分比率)で配分している。そして1973年の石油ショックで、天然資源の価格が高騰し、74年度以降は、実際収入への算入方法をめぐって、算定方法が改正されるのである。

第1に、1974～76年度には、石油税を公有地石油収入と私有地石油収入、天然ガスを公有地天然ガスと私有地天然ガスに区分し、給与税がその他州税に吸収され、学校目的税が追加され、22項目になった。それらの4項目の天然資源と公有地借地権販売やその他石油・ガスは、本文で説明したように、1973年度を基本収入とし、74年度の実際収入との差額を追加収入としてその3分の1を算入することにした。これにより、22項目合計の全州平均は、天然資源100%算入の基準に対して「95%」前後に引き下げられた。

第2に1977年度は、29項目に拡大したが、付表2-1の2段目の網掛けのように、公有地や私有地の石油収入と天然ガス、その他石油・ガス、鉱産税の天然資源が「50%算入」

付表 2-1 1967年度、77年度、95年度の平衡交付金の算定方式：千ドル

	NL	PE	NS	NB	QC	ON	MB	SK	AB	BC	合計
[I] A	499,138	109,156	762,623	620,342	5,830,229	7,109,317	968,102	949,524	1,496,137	1,935,863	20,280,431
[II] 1	36.23	38.67	25.93	30.28	7.60	-16.07	10.18	16.10	3.82	-11.23	60.85
2	14.93	18.82	14.38	15.09	4.79	-7.82	3.75	10.22	-3.73	-5.21	29.39
3	6.47	4.70	4.48	4.88	0.03	-2.77	2.51	3.97	2.86	0.97	8.12
4	18.39	19.34	11.31	12.29	9.34	-5.41	2.21	0.77	-14.02	-13.11	68.30
5	16.88	4.77	7.85	4.67	3.25	-3.49	2.61	-2.41	-6.13	-1.56	38.96
6	6.94	1.96	3.23	1.92	1.34	-1.44	1.07	-0.99	-2.52	-0.64	16.02
7	10.42	4.21	3.18	5.35	2.37	-1.85	1.02	1.57	-0.74	-6.93	21.20
8	-1.19	4.93	4.41	-0.09	0.71	2.68	4.02	2.99	2.70	-19.23	4.83
9	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	4.69	3.14	-20.06	-39.23	2.17	4.75
10	1.29	1.29	1.29	1.28	1.29	1.23	1.29	0.68	-14.21	0.28	1.29
11	4.56	4.56	4.56	4.36	4.56	4.56	4.49	-2.70	-44.66	-1.57	4.56
12	3.82	3.73	3.82	3.82	3.75	3.75	3.62	-5.27	-35.06	-1.33	3.82
13	-6.45	2.54	1.99	1.14	0.08	-0.30	-0.25	0.73	2.50	-0.20	2.54
14	0.23	2.05	1.77	1.38	-1.31	0.37	-0.05	1.47	1.75	-0.80	2.05
15	9.66	9.24	6.30	7.53	2.35	-3.94	1.11	3.94	-0.47	-2.65	21.12
16	4.66	4.46	3.04	3.63	1.13	-1.90	0.54	1.90	-0.23	-1.28	10.19
B	131.58	130.00	98.47	102.47	46.09	-27.71	41.24	11.45	-147.37	-62.31	297.58
[III] 合計	65,677	14,189	75,095	63,566	268,715	39,925	39,925	10,872	-147.37	-62.31	538,040
[IV] a	28,691	6,955	37,416	33,732				31,426			138,220
b	10,500	3,300	10,500	10,500							
c	10,500	3,500	10,500	10,500							
d	49,691	13,955	58,416	54,732							
[V] 保証交付金 [SK: (a)×0.8]	65,677	14,189	75,095	63,566	268,715						
[I] A	364,000	120,200	835,000	687,100	6,275,800	8,355,000	1,029,100	937,000	1,896,400	2,493,700	23,138,300
[II] 1	164.55	177.67	119.17	138.75	32.43	-43.70	71.45	76.47	-65.66	-67.39	367.72
2	56.02	57.63	45.87	31.60	24.89	-0.24	22.86	13.22	-157.64	4.11	87.93
3	70.82	77.46	59.90	45.22	23.71	-4.58	24.87	5.83	-91.28	-39.63	221.99
4	6.05	2.21	3.71	-0.35	-2.39	0.82	2.14	4.08	-2.33	0.01	21.14
5	17.32	0.57	3.33	-0.33	3.81	-0.70	3.43	-4.84	-15.45	-0.07	57.92
6	1.48	8.07	3.83	0.99	0.80	0.14	-0.05	-2.27	-5.23	0.09	11.75
7	8.51	2.01	3.68	3.11	0.07	-0.26	0.36	0.31	-2.08	-1.80	18.78
8	3.63	3.88	3.20	1.07	4.03	1.77	-2.10	8.61	-13.45	-4.11	12.87
9	5.74	-5.39	-0.87	10.15	11.27	-2.47	-4.64	-5.38	-12.49	-10.12	33.14
10	5.30	3.60	2.70	4.21	-4.49	0.24	1.46	3.06	-0.64	4.28	7.69
11	0.26	2.43	1.86	3.11	-1.28	-0.01	0.89	2.94	0.81	-0.48	12.84
12	6.81	5.33	1.31	2.28	3.47	-3.46	3.91	6.07	-1.08	-3.08	45.75
13	3.63	3.37	2.62	3.22	0.34	-1.01	2.04	1.13	-1.45	-0.37	5.40
14	3.76	1.06	2.34	2.63	0.35	-1.51	0.87	2.70	-0.80	0.50	3.88
15	-1.81	9.95	8.65	-0.19	3.41	5.82	7.95	6.37	7.37	-42.35	9.95
16	33.68	33.68	33.68	33.67	33.68	33.68	32.14	-60.40	-317.13	23.19	33.68
17	1.76	1.76	1.76	1.76	1.76	1.71	0.18	-5.13	-15.26	1.74	1.76
18	23.05	23.05	23.05	23.02	23.05	22.91	23.05	13.62	-210.47	-9.72	23.05
19	0.89	0.89	0.89	0.89	0.89	0.87	0.89	0.56	-9.73	0.88	0.89
20	20.10	20.10	20.10	20.10	20.10	20.10	20.10	14.36	-171.24	-19.19	20.10
21	2.26	2.26	2.26	2.25	2.26	2.25	2.21	-1.45	-20.76	0.22	2.26

カナダ平衡交付金の頑健な制度項目と固有の揺らぎ特性 (中井・齊藤)

項目	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	B	合計	算定交付金: (A)×(B)
卸売税: 50%算入	-17.30	5.53	1.69	2.10	1.17	0.61	2.29	-8.48	3.07	-2.59	5.53				
水力発電所所得税	-11.51	1.74	1.57	0.93	-0.68	0.94	-0.25	1.33	1.60	-1.30	1.74				
保険料	4.16	2.74	2.24	1.48	-0.92	-0.24	1.68	1.68	-0.89	0.24	1.74				
給与税	7.07	7.79	4.38	5.35	1.61	-2.51	1.78	4.59	-1.11	1.81	18.01				
教育財産税	48.34	45.61	36.21	37.98	14.19	-12.57	4.40	0.53	-23.85	-13.18	134.86				
宝くじ税	3.21	2.57	1.65	2.16	0.74	-0.93	0.56	0.61	-0.31	-0.98	8.92				
その他州税	24.98	26.86	18.57	20.34	8.08	-4.10	5.92	-0.89	-28.07	-6.13	59.23				
(a)優先株分与税	0.37	-0.61	0.31	0.22	0.10	-0.08	0.15	0.14	-0.36	0.05	0.66				
(b)石油輸出課徴金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
B	493.11	523.78	409.67	387.73	210.65	13.49	229.80	62.13	-1,155.89	-198.01	1,238.16				
算定交付金: (A)×(B)	273.117	62,960	342,073	273,277	1,321,991	7,344,457	11,104,288	1,012,369	2,741,971	3,746,116	24,338,851				
人口: 1993年6月1日	575,830	135,214	936,233	758,313	7,344,457	1,321,991	1,313,621	1,012,369	2,741,971	3,746,116	24,338,851				
A	538.41	488.31	361.20	415.05	224.46	-176.92	270.30	372.26	-91.84	-97.90	1,393.02				
1 所得税	176.72	164.45	160.26	67.33	2.69	-26.61	132.75	35.32	-140.33	22.51	311.62				
2 法人税	61.94	70.09	54.08	36.71	13.38	-18.68	37.84	40.69	-50.99	8.18	113.04				
3 売上税	139.42	54.20	63.88	85.20	81.61	-10.91	89.67	29.88	-22.92	-162.82	724.24				
4 たばこ税	20.86	-3.84	-6.31	4.99	-8.13	-3.32	15.79	9.29	1.55	18.50	62.57				
5 ガソリン税	14.93	-31.56	-17.27	-15.24	14.58	-3.72	-8.91	-26.78	-51.79	-7.63	156.17				
6 ディーゼル税	21.52	22.98	9.44	-13.55	8.61	1.88	-13.07	-54.32	-40.73	-3.80	47.90				
7 自動車免許料	10.55	-7.05	6.46	7.06	1.69	-2.92	2.87	5.66	-18.45	2.95	64.27				
8 営業用車免許料	7.56	8.52	6.14	-2.97	4.87	-0.66	2.19	-4.13	-18.87	-5.79	25.99				
9 医療保険料	-2.59	14.64	3.95	19.58	12.96	-0.57	-5.96	7.92	-12.97	-24.05	113.71				
10 酒税	4.83	-0.17	0.50	10.04	-0.98	1.20	0.04	5.22	-3.60	-3.06	52.94				
11 競馬税	4.92	2.45	4.15	4.54	3.24	-2.98	4.27	4.43	0.50	-0.01	4.93				
12 森林収入	42.71	74.54	64.95	-12.49	12.40	46.66	49.36	17.23	-15.74	-182.18	75.08				
13 新石油税	10.27	10.27	10.27	10.27	10.27	10.11	6.03	-191.47	-254.23	-0.19	10.27				
14 古石油税	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.36	-0.03	-20.99	-99.70	-1.08	1.38				
15 重油税	3.04	3.04	3.04	3.04	3.04	3.04	3.04	-70.14	-12.03	3.04	3.04				
16 探掘石油税	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-103.08	0.00	0.00				
17 国内天然ガス税	5.01	5.01	5.01	5.01	5.01	4.84	5.01	-38.27	-133.52	-15.33	5.01				
18 輸出入天然ガス税	2.93	2.93	2.93	2.93	2.93	2.93	2.93	1.22	-185.91	-15.64	2.93				
19 公有地借地権販売	6.13	6.13	6.13	6.13	6.13	6.04	4.91	-86.15	-168.95	-8.11	6.13				
20 その他石油ガス税	2.65	2.65	2.65	2.65	2.65	2.57	1.94	-30.69	-98.75	-5.10	2.65				
21 鉱産税: アスベスト	0.06	0.07	0.07	0.07	-0.17	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07				
22 鉱産税: 石炭	1.50	1.50	-0.18	1.16	1.50	1.50	1.50	-10.59	-3.89	-5.00	1.50				
23 その他鉱産税	-24.48	10.47	7.58	-12.42	2.17	0.43	-7.82	-2.07	10.19	-2.61	10.97				
24 モーターユ (炭酸: 灰汁)	3.42	3.42	3.42	-11.49	3.42	3.42	3.42	-78.82	3.42	3.42	3.42				
25 発電所所得税	-15.03	19.67	18.14	14.22	-20.11	14.33	-19.51	13.46	18.45	-0.80	19.67				
26 保険税	13.45	9.72	11.00	4.00	4.40	-2.81	8.49	6.62	-4.66	-0.66	39.98				
27 給与税	70.52	57.76	50.21	45.31	24.00	-19.76	30.41	51.38	-16.62	-11.57	216.58				
28 教育財産税	378.67	291.54	264.85	327.22	120.30	-72.59	186.15	150.80	-188.69	-117.67	1,050.48				
29 宝くじ税	-31.85	11.03	11.54	94.25	-9.51	1.35	44.56	46.15	35.53	-11.28	110.98				
30 州・市町村の財・サービス販売	193.50	122.22	104.40	109.27	53.03	-36.21	83.77	72.33	-86.20	-41.50	474.31				
31 (a)N沖合分与税	-29.12	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
32 (b)NS沖合分与税	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
33 優先株分与税	5.12	5.38	5.47	6.19	4.55	-5.19	1.02	5.25	3.06	0.00	7.55				
B	1,618.96	1,421.77	1,214.33	1,155.46	586.39	-282.13	928.64	260.75	-1,946.95	-664.35	5,112.40				
合計	932,245	192,243	1,136,894	876,199	4,306,698	263,978	1,050,867	263,978			8,759,123				
算定交付金: (A)×(B)															

出所) Department of Finance, Canada, 『算定資料』の各年度版。

となった。ただし、この29項目合計の全州平均は、天然資源100%算入の基準に対して「94%」前後と、前年度の1%ポイント程度の引下げにすぎなかった。その結果、オンタリオの最終算定では、付表2-1の黒枠のように、1人当たり13.49ドルの不足額が発生し、このような不足額は、1981年度まで解消できなかった。なお、収入ベースは1977年度から、天然資源100%算入の実際収入ではないため、「平衡化対象収入」(Revenue to be equalized)に名称を変更されている。

このため、第3に1982年度からの基準は、Perry (1997, 141) が指摘したように Canada (1981) の作業部会 (Task force) で議論され、アルバータと東部4州を除く「中位5州平均」とし、天然資源100%算入の全州平均に比べて「91%前後」に引き下げられた。その結果、オンタリオは、最終算定でも不足額は生じなくなった。その算定方法は、付表2-1の3段目の1995年度のように、網掛けの中位5州の人口合計が合計欄の24,338,851人である。また、所得税の中位5州平均が合計欄の1,393.02ドルであるから、例えばNL州の人口1人当たり所得税の標準税収は、それに不足額の538.41ドルを引いた854.61ドルとなる。そして、算定交付金は、33項目合計の不足額1,618.96ドルに人口をかけて932,245千ドルとなり、1995年度は、表2で示したように、それが確定決算になっている。

〔補論Ⅱ.2〕「発展期」の上限・下限交付金の特例措置

1982年度以降の下限交付金 (Minimum payments or floor) は、表1が示したように、99年度で改正されている。1982年度以降では、法 (1980-81-82-83, c.94, s.2933) 4.(6)項(c)～(e)文によれば、当該年度の1人当たり標準税収 (代表的税制) が全州平均の(c)70%以下 [(d)75%以下, (e)75%超] である州は、前年度の平衡交付金の(c)95% [(d)90%, (e)85%] が保証される制度である。例えば、1996年度のNLとPE州は、付表2-2のように、1人当たり標準税収がそれぞれ全州平均の64.0%, 69.6%であったから、前年度交付金932,246千ドルと192,245千ドルの95%に相当する885,634千ドル、182,633千ドルが保証されるが、96年度の算定交付金の方が大きいので、下限交付金の対象ではない。

同法4.(6)項(d)文によれば、1996年度のNSとNB州は、付表2-2のように、1人当たり標準税収が全国平均の74.4%, 72.9%であったから、前年度交付金1,136,894千ドルと876,199千ドルの90%に相当する1,023,205千ドル、788,579千ドルが保証されるが、96年度の算定交付金の方が大きいので、下限交付金の対象ではない。

同法4.(6)項(e)文によれば、これら以外の州は、1人当たり標準税収が全州平均の75%を超えるから、前年度交付金の85%が保証される。特にSK州は、前年度交付金263,978千

付表2-2 上限・下限交付金の算定方法

		NL	PE	NS	NB	QC	ON	MB	SK	AB	BC	各州合計
1	〈1996年度：下限交付金〉											
	人口1人当たり標準税収	3460.549	3763.907	4025.103	3942.28	4722.567	5601.704	4302.27	5202.512	7759.259	5812.344	5411.056
	全州平均に対する割合 (%)	64.0	69.6	74.4	72.9	87.3	103.5	79.5	96.1	143.4	107.4	
2	全州平均の70%											3787.7392
3	全州平均の75%											4058.292
4	前年度交付金の保証割合	0.95	0.95	0.9	0.9	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	
5	前年度交付金	932.246	192.245	1,136.894	876.199	4,306.700		1,050.869	263.978			8,759.131
6	最低保証：(4)×(5)	885.634	182.633	1,023.205	788.579	3,660.695		893.239	224.381			7,658.366
7	今年度の算定交付金	1,029.712	208.347	1,182.328	1,019.376	4,168.563		1,126.363	95.206			8,829.895
8	下限交付金：(6)-(7)								129.175			129.175
	〈2000年度：下限交付金〉											
1	1999年度算定交付金	1,168.508	255.106	1,290.265	1,182.802	5,280.068		1,218.543	315.238		125.286	10,835.816
2	平準化基準：A×0.4+B×0.6											6255.0601
A	最終算定Aの上位5州平均											6076.1753
B	最終算定Bの上位5州平均											6374.3167
3	平準化基準の1.6%：(2)×1.6%											100.08096
4	1999年度人口：1999年6月1日	533.698	136.330	933.303	750.297	7,322.312		1,141.847	1,014.937		4,007.915	
5	2000年度人口：2000年6月1日	528.469	136.456	934.265	750.410	7,354.337		1,146.781	1,008.727		4,037.130	
6	より少ない方の人口	528.469	136.330	933.303	750.297	7,322.312		1,141.847	1,008.727		4,007.915	
7	閾値：(6)×(3)	52.890	13.644	93.406	75.090	732.824		114.277	100.954		401.116	
8	最低保証：(1)-(7)	1,115.618	241.462	1,196.859	1,107.712	4,547.244		1,104.266	214.284		-275.830	
9	2000年度の算定交付金	1,105.214	270.126	1,409.379	1,264.840	5,424.410		1,321.408	53.183			
10	下限交付金：(8)-(9)	10,404							161,101			171,505
	〈2000年度：上限交付金〉											
1	2000年度の算定交付金：千ドル	1,105.214	270.126	1,409.379	1,264.840	5,424.410		1,321.408	53.183			10,848,560
2	下限交付金：千ドル	10,404							161,101			171,505
3	下限交付金を含む交付金：(1)+(2)	1,115.618	270.126	1,409.379	1,264.840	5,424.410		1,321.408	214,284			11,020,065
4	1999年度交付金の基準額											10,000,000
5	1999年度GDP：百万ドル											982,441
6	2000年度GDP：百万ドル											1,075,566
7	成長率%：(6)÷(5)											9.47894
8	最大交付金：(4)×(7)											10,947,894
9	調整額：(8)-(3)											-72,171
10	2000年度人口：2000年6月1日	528.469	136.456	934.265	750.410	7,354.337		1,146.781	1,008.727			11,859,445
11	交付州の人口構成比 (%)	4.45610	1.15061	7.87781	6.32753	62.01249		9.66977	8.50569			100.00000
12	上限交付金の調整額	-3.216	-830	-5.685	-4,567	-44,755		-6,979	-6,139			-72,171
13	人口1人当たり調整額	-6.1	-6.1	-6.1	-6.1	-6.1		-6.1	-6.1			-6.1

出所) 各年度『算定資料』、1996年度C表35、2000年度C表34とC表35より作成。

ドルの85%である224,381千ドルが保証される。SK 州の算定交付金は、天然資源の財源が急増したため、95,206千ドルに激減した。このため、下限交付金が、 $129,175 (=224,381 - 95,206)$ 千ドルと算定され、交付金決定額は、前年度の85%となっている。

他方、1999年度以降の下限交付金は、法(1999,c.11,s.1) 4.(6)項、(7)項によれば、①中位5州平均(規則99と規則87の加重平均)の1.6%分を減額した1人当たり基準に、②現年度と前年度のより少ない人口をかけた金額を、③前年度の算定交付金(本則分)から引いた金額が下限保証(floor protection)とされた。この下限保証と算定交付金の差額が下限交付金となる。

例えば、2000年度では、規則99と規則87の中位5州平均は、それぞれ6,076ドルと6,374ドルで40%と60%で加重平均した金額は、6,255ドルであり、その1.6%が100.08ドルとなる。NL 州の場合、2000年6月1日の人口528,469人の方が少ないため、これに100.08ドルをかけた52,890千ドルが閾値(Threshold amounts)となる。NL 州の前年度の算定交付金は、1,168,508千ドルであるから、上述の閾値を控除した1,115,618千ドル($=1,168,508 - 52,890$)が下限保証である。2000年度の算定交付金が1,105,214千ドルと算定されたので、その差額10,404千ドル($=1,115,618 - 1,105,214$)が下限交付金として加算される。SK 州も同様に算定され、161,101千ドルの下限交付金が加算される。

最後に、2000年度の上限交付金は、付表2-2の3段目のように、1999年度の交付金基準額を100億ドル(4)とし、これにGDP成長率9.5%をかけた10,947,894千ドルが最大交付金となる。2000年度の下限交付金を含む交付金は、11,020,065千ドル(1)であったから、 $-72,171$ 千ドル($=10,947,894 - 11,020,065$)が調整額としてカットされる。この調整額は、交付州で人口按分されるから、1人当たり-6.1ドルのカットとなる。

参 考 文 献

- [1] 池上岳彦(2003)「カナダの財政調整制度～連邦・州間における「課税力調整型」の平衡交付金～」『立教経済研究』第56巻第3号, 45-73。
- [2] 池上岳彦(2010)「カナダにおける政府間財源移転の特徴と改革～連邦・州間の財政調整的移転を中心に～」『会計検査研究』第42号, 89-106。
- [3] 江川雅司(1994)「カナダ連邦制の財政制度と政府間補助金」『明星大学経済学研究紀要』第25巻第2号, 36-49。
- [4] 大川政三(1982)「カナダにおける連邦・州間の財政資金移転」(地方財務協会『世界の地方財政制度(Ⅲ)』, 241-254)。
- [5] 石 弘光(1985)「カナダの地方分権」『経済学研究』(一橋大学), 第26巻, 3-69。
- [6] 岩崎美紀子(1985)『カナダ連邦制の政治分析～連邦補助金をめぐる諸問題』, お茶の水書房。

- [7] 岩崎美紀子 (2002) 『行政改革と財政再建～カナダはなぜ改革に成功したのか』, お茶の水書房。
- [8] 佐野忠史 (1976) 「カナダにおける連邦・州間財政調整制度について」(地方財務協会『世界の地方財政制度 [II]』, 35-54。
- [9] 中井英雄 (2007) 『地方財政学—公民連携の限界責任—』有斐閣。
- [10] 中井英雄・伊東弘文・齊藤慎 (2009) 「戦後60年間のドイツ連邦・州間財政調整の財政責任史—第3期内の基準法による算定の簡素化と税源涵養インセンティブ—」『大阪大学経済学』第59巻第3号, 15-41。
- [11] 中井英雄・齊藤慎 (2011) 「カナダ平衡交付金「改革」の政策誘導効果—2004～11年度の「補完的」制度論アプローチ—」近畿大学『生駒経済論叢』第9巻第1号, 27-95。
- [12] 中井英雄 (2013) 「カナダ平衡交付金制度の魅力～簡素な算定方式による総額安定化への挑戦」『地方財政』9月号, 地方財務協会。
- [13] 持田信樹 (2006) 「代表的税制システムによる平衡化：カナダ」持田信樹編著『地方分権と財政調整制度—改革の国際的潮流』東京大学出版会, 107-127。
- [14] 持田信樹・堀場勇夫・望月正光 (2010) 「第7章 カナダの協調売上税とマクロ税収配分方式」『地方消費税の経済学』有斐閣, 155-180。
- [15] 渡辺智之・近藤賢治 (2002) 「地方財政システムの国際比較について」財務省財務総合政策研究所, 6月21日(新聞発表メモ)。
- [16] Boadway, R. W. and M. Hayashi (2004), “An Evaluation of the Stabilization Properties of Equalization in Canada,” *Canadian Public Policy*, Vol.XXX, No.1, 92-109.
- [17] Boadway, Robin W. and Paul A. R. Hobson (1993), *Intergovernmental Fiscal Relations in Canada*, Toronto: Canadian Tax Foundation.
- [18] Canada (1981), *Fiscal Federalism in Canada: Report of the Parliamentary Task Force on Federal-Provincial Fiscal Arrangements*, Ottawa: Supply and Services.
- [19] Canada Tax Foundation (1988, 1992), *Provincial and Municipal Finances 1987 (1991)*, Toronto.
- [20] Council of the Federation, Advisory Panel on Fiscal Imbalance [COF-APFI] (2006), *Reconciling the Irreconcilable: Addressing Canada’s Fiscal Imbalance*, (March).
- [21] Dahlby, B. (2008), Fiscal Equalization: Country Experiences The Canadian Federal-Provincial Fiscal Equalization System, *CESifo DICE Report* 1, 3-9.
- [22] Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing [EPETFF, O’Brien Report] (2005), *Key Issues for the Review of Equalization and Territorial Formula Financing*.
- [23] Expert Panel on Equalization and Territorial Formula Financing [EPETFF] (2006), *Achieving a National Purpose: Putting Equalization Back on Track*, (May).
- [24] Holden, M. (2006), Equalization: Implications of Recent Changes, *Parliamentary and Information and Research Service*, 4 January.
- [25] Perry, David B. (1997), *Financing the Canadian Federation, 1867 to 1995: Setting the Stage for Change*, Toronto: Canadian Tax Foundation.
- [26] Statistics Canada (1965-2008), *Public Sector Statistics 1965-1966 (2008-2009)*, Ottawa: Minister of Industry.
- [27] Treff, Karin and David B. Perry (2002-04), *Finances of the Nation 2002 (2004): A review of expenditures and revenues of the federal, provincial, and local governments of Canada*, Toronto: Canadian Tax Foundation. (<http://www.ctf.ca/FN2002/finances2002.asp>)

- 〈関連法令：カナダ法務省検索サイト<http://laws.justice.gc.ca/eng/AdvancedSearch>〉
- Department of Justice, Canada, (1956), Federal-Provincial Tax Sharing Arrangements Act, [連邦・州間租税分与調整法] (1956,c.29,s.1,127-34) 1956年6月31日。
- Department of Justice, Canada, (1972), Federal-Provincial Fiscal Arrangements Act, [連邦・州間財政調整法] (1972,c.8,s.1,63-95) 1972年3月29日。
- Department of Justice, Canada, (1974-75), An Act to Amend the Federal-Provincial Fiscal Arrangements Act 1972, [連邦・州間財政調整法1972の改正] (1974-75,c.65,s.1,1345-52) 1975年7月30日。
- Department of Justice, Canada, (1981), An Act to Amend laws relating to fiscal transfers to the provinces [州財政移転の法改正] (1980-81-82-83,c.46,s.1,1163) 1981年2月19日。
- Department of Justice, Canada, (1982, 1984), An Act to Amend the Federal-Provincial Fiscal Arrangements and Established Programs Financing Act 1977 [連邦・州間財政調整と定着プログラム法1977] (1980-81-82-83,c.13,s.2933) 1982年4月7日, [連邦・州間財政調整と高等教育・保健法1977：改名] (1984,c.13,s.1,319)。
- Department of Justice, Canada, (1987, 1992, 1994), An Act to Amend the Federal-Provincial Fiscal Arrangements and Federal Post-Secondary Education and Health Contribution Act 1977 [連邦・州間財政調整と高等教育・保健法1977] (1987,c.14,s.1,377) 1987年4月14日, (1992,c.10,s.1,281) 1992年4月9日, (1994,c.2,s.1) 1994年3月24日。
- Department of Justice, Canada, (1999, 2001), An Act to Amend Federal-Provincial Fiscal Arrangements Act, [連邦・州間財政調整法], (1999,c.11,s.1) 1999年3月25日, (2001,c.19,s.1) 2001年6月14日, [総額配分] (2004,c.4,s.1), (2004,c.22,s.2), (2005,c.7,s.1), (2006,c.4 s.182), [新定式配分] (2007,c.29,s.62) (2009,c.2,s.383)。
- Department of Justice, Canada, (1967, 1977, 1982, 1987, 1999, 2007), Federal-Provincial Fiscal Arrangements Regulations, [連邦・州間財政調整規則], (SOR/67-520), (SOR/78-587), (SOR/83-784), (SOR/87-240), (SOR/2000-100), (SOR/2007-303)。
- Department of Justice, Canada, (1987), Canada-Newfoundland Atlantic Accord Implementation Act, [沖合協定実施法], (1987,c.3)。
- Department of Justice, Canada, (2005), Nova Scotia and Newfoundland and Labrador Additional Fiscal Equalization Offset Payments Act, [沖合相殺交付金法], (2005,c.30,s.85)。

〈予算・決算の関連資料〉

- Department of Finance, Canada (1998-2011), *Federal Transfer to Provinces and Territories*, (http://collection.nlc.ca/100/201/301/fed_tras-ef/Eng/1998/fedpro-e.html) (<http://www.fin.gc.ca/FEDPROV/mtpe.html>) .
- Department of Finance, Canada, (1995-2011), *Budget 1995-2011*, (<http://www.fin.gc.ca/access/budinfo-eng.asp>)

〈算定資料：2004年度以降は中井・齊藤（2011）を参照〉

- Department of Finance, Canada, (1957~61年度), *Final (Fifth and Terminal Revision) of Standard Taxes, Equalization and Stabilization*, August 14, 1967.
- Department of Finance, Canada, (1965年度), *Final (Second and Terminal Revision) Estimate of Payments under the Federal-Provincial Fiscal Arrangements Act*, 1961, June 11, 1971.
- Department of Finance, Canada, (1967~71年度), *Federal-Provincial Fiscal Arrange-*

ments 1967, Equalization Payments to the Provinces, Final (Second and Terminal Revision), 1972, June.

Department of Finance, Canada, (1972~76年度), *Revised Final Calculation of Equalization Payments for Post 1976 Intercensal Population Revisions in Accordance with Paragraph 4.(4)b of the 1972 Federal-Provincial Fiscal Arrangements Act,*

Department of Finance, Canada, (1977~81年度), *Provincial Fiscal Equalization Tables, Eighth Estimate, 1977-78 (February, 1981), 1978-79 (April, 1981), 1979-80 (June, 1982), 1980-81 (March, 1983).*

Department of Finance, Canada, (1982~2003年度), *Provincial Fiscal Equalization; Adjustment to Final Calculation.*